

・避難拠点

練馬区では、全区立小・中学校を避難拠点として位置付けており、避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所をいう。地震による避難所としては、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れするために開設する。避難拠点は、地震による避難所としての機能の他に、区の防災活動の拠点としての機能ももっている。

・避難道路

東京都が指定する避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

・避難場所

東京都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。「光が丘団地・光が丘公園一帯」、「石神井公園一帯」等がある。

・表面雨量指数

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

・福祉避難所

震災時に、自宅や避難所拠点での生活が困難で、介護や特別な配慮等を必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設をいい、社会福祉施設等が指定される。

・防災業務計画

災害対策基本法に規定されている計画で、指定行政機関の長はその所掌事務に関し、指定公共機関はその業務に関し、防災基本計画に基づき、その所掌事務または業務について作成する防災に関する計画をいう。

・防災都市づくり推進計画

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため東京都が策定した計画をいい、防災都市づくりに関する指針を示すとともに、震災時の甚大な被害が想定される地域を指定し、具体的な整備目標や整備計画等を定めている。

下水処理施設	所在地
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目1番1号
浮間水再生センター	北区浮間四丁目27番1号
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目2番40号

- ※1 降雨強度：瞬間的な雨の強さを時間あたりに換算した雨量のこと。
- ※2 雨水吐：雨水吐は、合流式下水道において雨天時に未処理下水（雨水で希釈された汚水）を越流させ公共用水域に排除するとともに、一定量の下水をポンプ場または処理場に流水流下させる施設のこと。
- ※3 河川流下能力：河川が流すことのできる洪水の規模のこと。

災害時の避難の場所や、火災の延焼防止帯として重要な役割を持つオープンスペースのうち、公園等の箇所数は約670箇所、総面積は約207万㎡、区民一人当たりの公園面積は2.88㎡です。

また、都立の4公園を除けば、面積が3千㎡以下の狭小なものが大部分です。

民間遊び場については、その緑化はいまだ十分ではなく、避難の場所としての安全性が確保できないことも考えられます。

(平成28年4月1日現在)

種類	箇所数	面積 (㎡)
計	672	2,074,216.28
都立公園	4	1,059,970.76
区立公園	203	771,261.83
区立児童遊園	219	90,729.55
区立緑地緑道	243	142,715.14
区立市民農園	3	9,539.00

第4節 地震に関する地域危険度

第1款 地域危険度とは

昭和50年11月に東京都は東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）第12条の規定に基づき第1回の「地震に関する地域危険度測定調査報告」を発表公表しました。

この調査は、特定の地震（震源等）を想定したものではなく、都内の全ての地域で地震の強さを同条件で設定し、危険性を測定しています。概ね5年ごとに実施されており、平成25年9月に実施された第7回調査では、都内市街化区域の5,133町丁目について、各地域における地震に対する危険性を建物倒壊危険度、火災危険度および両者を合わせた総合危険度の3つについて測定しています。また、第7回調査から、災害時の避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を加味するため、建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度の別に災害時活動困難度を考慮した危険度の測定も行われています。平成30年2月に公表された第8回調査では、都内の市街化区域の5,177町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、第7回調査から測定を始めた災害時活動困難度を加味し、総合危険度について測定しています。

これらの危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクで相対的に評価しており、ランクの数値が高いほど、危険性が高いことを示します。

分類	測定方法等
総合危険度	建物倒壊危険度と火災危険度の順位の数字を合算し、その数値に基づき順位付けを行い、評価した指標。
建物倒壊危険度	構造、建築年代、階数別等に分類集計した建物量に地盤分類ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせることで測定。割合は過去の地震被害の調査事例などをもとに設定。
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を足し合わせて測定。出火の危険性は世帯や用途別の事業所分布状況、火気器具等の使用状況を把握するとともに、出火要因別の出火率を算定し、掛け合わせることで測定。延焼の危険性は建物の構造や建物の間隔などから測定。
災害時活動困難度を考慮した危険度	災害時における避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を道路基盤の整備状況から評価した指標。建物倒壊危険度、火災危険度、総合危険度の別に評価。

分類	測定方法等
建物倒壊危険度	建物の構造、建築年、階数等で分類・集計した建物量に地盤分類・建物種別ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全壊棟数「建物倒壊危険量（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定。
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全焼棟数「火災危険度（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定。
災害時活動困難度	活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛け合わせた数値を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定。活動有効空間不足率は、町丁目内の幅員4m以上の道路や小公園等を、それらの周囲を含めて評価し、それ以外の空間が町丁目面積に占める割合により測定。道路ネットワーク密度不足率は、町丁目内の各地点から、幅員が12m以上の外郭道路につながる幅員6m以上の道路までに到達する平均所要時間により測定。
総合危険度	建物倒壊危険量（棟/ha）、火災危険量（棟/ha）の各値に、災害時活動困難度の値を掛け合わせ、それを合算した値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定。

第2款 練馬区内の地域危険度

いずれの危険度も区内全域にわたって比較的低く、「ランク2」に位置付けられる町丁目数が最も多く、区内全域の過半数を占め、危険性の高い「ランク5」「ランク4」に該当する地区はありません。

区内の各ランクの町丁目数は、下表のとおりです。いずれの危険度も、ほとんどの地区が「ランク1」から「ランク3」の中に分類され、総合危険度が、相対的な危険性の高い「ランク5」に該当する地区はありません。

しかしながら、木造建物の建て替え等による不燃化や延焼を抑止する道路、公園の整備等の対策とともに、地域での初期消火力の強化に努めることが必要です。

分類	各ランクに位置付けられる町丁目数（割合）				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
総合	67 (33.2%)	130 (64.4%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
危険度	70 (34.7%)	120 (59.4%)	12 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

建物倒壊 危険度	80 (39.6%)	122 (60.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
火災 危険度	53 (26.2%)	121 (59.9%)	28 (13.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	60 (29.7%)	110 (54.5%)	32 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 分類別の危険度を上段に、分類別の「災害時活動困難度を考慮した危険度」を下段に示す。

分類	各ランクに位置付けられる町丁目数 (割合)				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
総合 危険度	67 (33.2%)	94 (46.5%)	39 (19.3%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
建物倒壊 危険度	87 (43.1%)	114 (56.4%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
火災 危険度	44 (21.8%)	91 (45.0%)	65 (32.2%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
災害時活動 困難度	73 (36.1%)	87 (43.1%)	36 (17.8%)	5 (2.5%)	1 (0.5%)

〔資料編 資料20-001 参照〕

※ 東京都が「第8回地震に関する地域危険度測定調査」を実施していることから、平成29年度中に発表された場合は、その結果を反映する予定です。

区 分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
ライフライン被害				
上水道（断水率）	28.3%	多摩直下地震	50.4%	元禄型関東地震
下水道（管きよ被害率）	19.8%		27.1%	東京湾北部地震
電力（停電率）	6.3%	冬18時、風速8m/秒	24.9%	冬18時、風速8m/秒
通信				
固定電話（不通率）	2.2%	多摩直下地震 冬18時、風速8m/秒	10.0%	東京湾北部地震 冬18時、風速8m/秒
携帯電話（停波基地局率）	20%未満	-	-	-
ガス（ <u>低圧ガス</u> 供給支障率）	95.3%	多摩直下地震	88.7%	多摩直下地震
避難者・帰宅困難者				
避難者	118,245人	多摩直下地震	3,110,940人	東京湾北部地震
避難生活者数	76,859人	冬18時	2,022,111人	冬18時
疎開者人口	41,386人	風速8m/秒	1,088,829人	風速8m/秒
帰宅困難者数（都内滞留者）	417,116人	冬12・18時	10,635,113人	冬12・18時
徒歩帰宅困難者数	98,294人		3,790,824人	

第1款 地震動（地震のゆれ）

練馬区における都の被害想定による地震動の超過確率の最大値（面積率）は、下表に示すとおりです。

区 分		地震動	超過確率
東京湾北部地震	練馬区	6弱	100.0%
	23区全体		100.0%
多摩直下地震	練馬区	6弱	100.0%
	23区全体		99.7%
元 禄 型 関 東 地 震	練馬区	6弱	99.9%
	23区全体		99.9%
立川断層帯地震	練馬区	5強	99.0%
	23区全体		70.7%

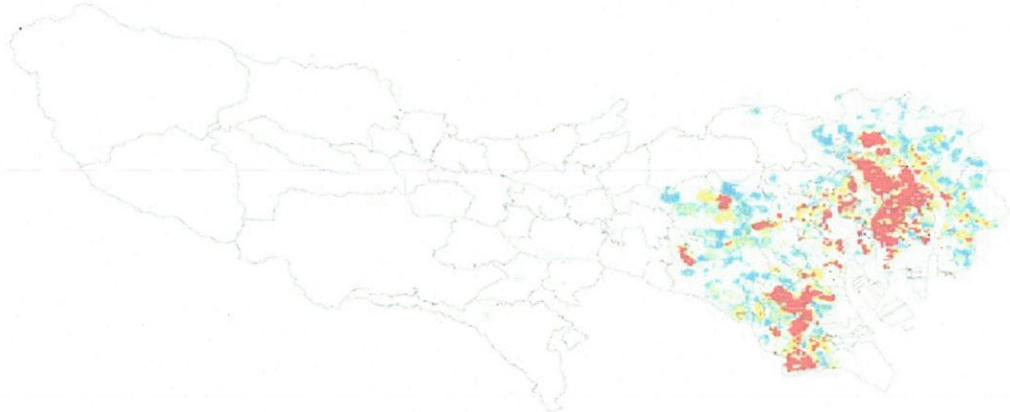
※ 地震動の超過確率：着目地点において、ある地震について、ある期間内に少なくとも1回地震動の強さがあるレベルを超える確率。地震動の強さのレベル（震度）が大きくなると、超過確率は小さくなる。

国の被害想定による都心南部直下地震の最大震度は練馬区で6弱、東京都23区では墨田区と江戸川区で7が想定されています。

(2) 携帯電話（停波基地局率）

都の被害想定における携帯電話不通分布によると、いずれの地震においても練馬区の不通回線率は20%未満と想定されています。

23区全体では、東京湾北部地震（冬18時、風速8 m/秒）のケースで最大被害となり、携帯電話の不通率は23区東部や南部を中心に50%以上となるなど高まることが想定されています。



携帯電話不通分布

- ランクA: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上
- ランクB: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上
- ランクC: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上
- ランクD: 停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上
- ランクE: 停電率、不通回線率のいずれもが20%未満



【携帯電話不通分布（東京湾北部地震（冬18時、風速8 m/秒））】

国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後の停波基地局率は4%ですが、基地局の非常用電源による電力供給が停止する1日後に最大の46%となることが想定されています。

携帯電話も同様に、基地局の停電の解消に約1か月程度要することから、復旧にも約1か月かかり、1か月後の停波基地局率は9%となることが想定されています。

5 ガス（**低圧ガス**供給支障率）

都市ガスでは、地表面最大速度（以下「SI値」という。）が60kineを超えた地区において、ガスの供給を停止する取り決めがなされています。

東京都の被害想定では、**低圧ガス**供給停止件数について2種類の想定パターンで結果を出しています。

1点目の想定パターンとしては、地域（**ブロック**）内の全域でSI値が60kineを超え、確実に低圧ガスの供給停止を行うケースになります。その一方、地域（**ブロック**）内のある程度の範囲で60kineを超え、さらに二次災害発生の危険性がある場合（火災延焼地域等）、追加で供

給停止を実行するケースも考えられるため、2点目の想定パターンとしては地域（ブロック）内の1/3で60kineを超える場合に、該当する地域（ブロック）の低圧ガスについても供給停止を行うケースになります。

その結果、東京都の想定によると、練馬区内の1/3の地域でSI値が60kineを超える最大被害は、—における最大被害は、2点目の想定パターンによる多摩直下地震のケースで、低圧ガス供給支障率が約95%になることが想定されています。

23区全体では、東京湾北部地震のケースで最大被害となり、1/3の地域でSI値が60kineを超え、ガス供給が停止する低圧ガス供給支障率は約90%となることが想定されています。

※ブロック：東京ガス供給区域内の約46,000kmの低圧ガス導管は、140のブロックに分割されており（平成24年4月公表時点）、被害が大きい地域だけを分離してガスの供給を停止することができます。

【低圧ガス供給支障率（練馬区）】

区 分	多摩直下地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
練馬区	0.0～95.3%	0.0～25.6%	0.0%	0.0%
23区全体	0.1～81.1%	34.3～88.7%	2.2～57.3%	0.0%
<u>ブロック内全域でSI値が60kine超</u>	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
<u>ブロック内1/3でSI値が60kine超</u>	95.3%	25.6%	0.0%	0.0%

【低圧ガス供給支障率（23区全体）】

区 分	多摩直下地震	東京湾北部地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震
<u>ブロック内全域でSI値が60kine超</u>	0.1%	34.3%	2.2%	0.0%
<u>ブロック内1/3でSI値が60kine超</u>	81.1%	88.7%	57.3%	0.0%

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、発災直後から発災1日後の供給支障率は17%となることが想定されています。

安全措置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、供給停止が多い地域においても約6週間で供給停止が解消されると想定されています。

6 道路

都の被害想定によると、23区の最大被害は東京湾北部地震のケースで、高速道路や一般国道の約10%に中小被害が発生し、細街路における閉塞の発生確率が15%以上の地域は約30%と想定されています（練馬区内の細街路閉塞率はいずれのケースも15%未満と想定されています）。

想定地震		東京湾北部地震			
道路種別		高速道路	一般道路		
			一般国道	都道	区道
23区全体	大被害	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%
	中小被害	12.9%	12.8%	6.8%	2.4%

※ 「大被害」とは、機能支障に至る程度の橋梁・橋脚の損傷、「中小被害」とは、短期的には耐荷力に著しい影響のない程度の橋梁・橋脚の損傷です。以下、鉄道についても同義です。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、首都地域内の大被害は約50箇所発生すると想定されています。

7 鉄道

都の被害想定によると、23区の最大被害は東京湾北部地震のケースで、在来線・私鉄線の2.5%に中小被害が発生すると想定されています。

一方で、国の被害想定によると、都心南部直下地震では、機能支障に至る鉄道構造物の中小被害が首都地域内の鉄道で約840箇所発生すると想定されています。

第4款 避難者・帰宅困難者

1 避難者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩直下地震（冬18時、風速8m/秒）のケースで、避難者は約11万8千人と想定されています。

また、23区の最大被害は東京湾北部地震（冬18時、風速8m/秒）のケースで、避難者は約311万1千人と想定されています。

第2節 緊急初動体制

第1款 緊急初動本部の設置【統括部】

1 緊急初動態勢

地震発生後、区災対本部が設置されるまでは、緊急初動本部が対応にあたります。次に掲げる職員は、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生したときは、指示を待たずに、あらかじめ決められた場所に参加し、緊急初動の任にあたります。（勤務時間中に、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合も同様に、緊急初動要員はあらかじめ決められた場所に向かいます。）

- ・危機管理室職員
- ・全管理職員
- ・緊急初動本部要員（緊急初動本部分担業務を担当する要員）
- ・緊急初動要員（避難拠点要員、練馬区帰宅支援ステーション要員）
- ・災害対策各部初動要員

緊急初動本部は次により設置します。

- (1) 緊急初動本部は、危機管理室長の判断により設置します。
- (2) 緊急初動本部は、危機管理室長を本部長、危機管理課長を副本部長とします。
- (3) 緊急初動本部は、危機管理室職員および緊急初動本部要員により構成します。

2 緊急初動態勢組織の概要

班 名	分 担 業 務
指揮チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策活動の方針決定 2 緊急初動本部および避難拠点等の指揮 3 各避難拠点等の開設等に対する助言 4 <u>大規模災害における災対各部および防災機関との協議</u>
庶務チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置に係る準備 2 <u>災対各部との連絡・調整</u> 3 <u>災害対策会議および災害対策運営会議の運営</u> 4 <u>指揮チームの補佐</u>
通信チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急初動本部指示事項その他の情報の拠点等への伝達 2 情報の収集および記録 3 東京都および防災機関との<u>調整・情報交換</u> 4 広報 4 <u>防災機関等への情報の提供および支援等の要請</u>

班 名	分 担 業 務
調整チーム	1—防災機関等への情報の提供および支援等の要請 2—防災機関等との調整
記録チーム	収集した情報の記録および地図等への転記
情報分析チーム	被害状況等の分析および被害予測
機動チーム	1 被害状況等の調査 2 緊急初動本部内他のチームおよび避難拠点等の運営に係る支援
機器チーム	防災機器の操作、情報の発信および収集
バイクチーム	1 被害状況等の調査 2 防災機関、避難拠点等との連絡調整
救援チーム	人命の救出・救護
受援チーム	都・協定自治体、協定事業者等との、必要な支援内容の調整や受入態勢の整備

3 災害対策本部への移行

災対本部が設置された場合、緊急初動本部の業務および初動態勢を、速やかに災対本部に引き継ぎます。

第3節 練馬区災害対策本部体制

第1款 練馬区災害対策本部の設置【統括部、防災関係機関】

1 設置基準

練馬区の区域において、①災害が発生した場合、②発生する恐れがある場合、③警戒宣言が発せられた場合で、防災の推進を図るため非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに、区長は災対本部を設置することができます。

災対本部は、区長の指示により設置します。

2 所掌事務

災対本部は、次に掲げる災害予防および災害応急対策についての事務を行います。（災対法第23条の2）

- (1) 練馬区の区域に係る災害に関する情報を収集すること。
- (2) 練馬区の区域に係る災害予防および災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、ならびに当該方針に沿って災害予防および災害応急対策を実施すること。

この場合において災対本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、

災害各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 企画部 〈企画部長〉	企画部 区政改 革担当 部 職員で 編成	庶務班	<u>企画課長</u> 区政改革担当課長	部内統括 部内他班の応援
		財政班	<u>財政課長</u>	災害対策予算の編成
		情報シ ステム 班	<u>情報政策課長</u>	<u>情報システムの維持管理</u> <u>情報システムの復旧および運営</u> <u>中村北分館建物・設備の維持および</u> <u>保全</u>
災害対策 区民部 〈区民部長〉	区民部 職員で 編成	庶務班	<u>戸籍住民課長</u>	所管施設の被害状況の把握 り災証明書の発行 死亡届の受理、火葬許可証の交付 他部の応援
		支援班	<u>税務課長</u> 収納課長 国保年金課長	他部の応援
災害対策 産業経済 部 〈産業経済 部長〉	産業経 済部 都市農 業担当 部職員 で編成	生活班	<u>経済課長</u> <u>商工観光課長</u> <u>都市農業課長</u> <u>都市農業調整課長</u>	所管施設の被害状況の把握 営農指導 他部の応援
災害対策 地域文化 部 〈地域文化 部長〉	地域文 化部職 員で編成	第二生活 班	<u>地域振興課長</u> <u>協働推進課長</u> <u>オリンピック・パリン ピック担当課長</u> <u>文化・生涯学習</u> <u>課長</u> <u>スポーツ振興課長</u> <u>シティマラソン</u> <u>担当課長</u>	所管施設の被害状況の把握 遺体安置所の設営 ボランティアの受入れ・配置(外国 人に関する活動に従事する者のみ) 他部の応援
災害対策 福祉部 〈福祉部長〉	福祉部 高齢施 策担当 部職員 で編成	<u>福祉</u> <u>医療</u> 庶務班	<u>管理課長</u> <u>臨時給付金担当</u> <u>課長</u> 生活福祉課長	福祉部における災害対策活動の統 括、情報集約 災害時要援護者の安否確認等支援 活動の指示・調整 福祉避難所の開設要請・受入の指示 ボランティアの受入れ支援 協定団体等への受援要請・調整

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		高齢者班	<u>高齢社会対策課長</u> 高齢者支援課長 介護保険課長	福祉避難所の開設と運営支援 施設の被害状況調査
		障害者班	<u>障害者施策推進課長</u> 障害者サービス調整担当課長	
		機動班	<u>練馬総合福祉事務所長</u> <u>光が丘総合福祉事務所長</u> <u>石神井総合福祉事務所長</u> <u>大泉総合福祉事務所長</u>	被害甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ生活資金等の貸付 義援金の配付 被災者生活再建支援金申請書の受付
災害対策健康部 〈健康部長〉	健康部保健所 地域医療担当部 職員で編成	庶務班	<u>健康推進課長</u>	医療救護活動の統括 各部との連絡調整 所管施設の被害状況の把握 派遣医療チーム等の受入調整 ボランティアの受入れ・配置（医療活動に従事する者のみ）
		救護班	<u>地域医療課長</u> <u>医療環境整備課長</u>	医療救護所（10か所）開設・運営の支援 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請 災害医療コーディネーターの補助
		衛生班	<u>生活衛生課長</u>	食品衛生監視・環境衛生監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整
		予防班	<u>保健予防課長</u>	医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅 <u>医療機人工呼吸器</u> 使用患者の情報収集

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		保健班	豊玉保健相談所長 北保健相談所長 光が丘保健相談所長 石神井保健相談所長 大泉保健相談所長 関保健相談所長	医療救護所要員の派遣 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 避難拠点等の相談支援（感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等） 難病等による在宅医療機人工呼吸器使用患者の支援
災害対策 環境部 〈環境部長〉	環境部 職員で 編成	庶務班	環境課長	所管施設の被害状況の把握 部内の連絡調整等
		清掃班	清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長	災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持
		支援班	みどり推進課長	所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
災害対策 都市整備部 〈都市整備部長〉	都市整備部職員で編成	庶務班	都市計画課長 交通企画課長	各部、部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査
		復興班	まちづくり推進課長 東部地域まちづくり課長 西部地域まちづくり課長 新宿線・外環沿線まちづくり課長 大江戸線延伸推進課長	復興計画策定および統括 部内他班の応援 所管施設の被害状況の把握
		住宅班	住宅課長	所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供 応急仮設住宅の建設促進 被災住宅の応急修理

第4款 登録ボランティアの派遣【災対健康部、災対都市整備部、東京都生活文化局、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部】

1 医療ボランティア

災対健康部は、医療救護所または避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

2 応急危険度判定員

災対都市整備部は、東京都と連絡を取り合い、計画的に応急危険度判定員の支援を要請します。

応急危険度判定員の資格者要件は、次のとおりです。

応急危険度判定員資格（所管：東京都都市整備局）

建築士法第2条に規定する

○ 1級建築士 ○ 2級建築士 ○ 木造建築士

または都知事が特に必要と認めた者であって、都内在住または在勤者

3 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士資格（所管：東京都都市整備局）

被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年2月被災宅地危険度判定連絡協議会）に規定する

○ 土木または建築技術者

4 建設防災ボランティア

公共土木施設の整備・管理等の職員として勤務した者（所管：東京都建設局）

公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者

5 交通規制支援ボランティア

交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置等を実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

第4款 従事命令等【統括部】

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には次のような権限が付与されています。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 従事命令 | 一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 |
| (2) 協力命令 | 被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 |
| (3) 管理、使用、保管命令および収用 | |
| ① 管理 | 知事が病院・診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 |
| ② 使用 | 管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 |
| ③ 保管 | 救助その他緊急措置の物資を、一時的に業者に保管させておく権限 |
| ④ 収用 | 必要物資を多量に買だめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 |

第5款 災害救助基金の運用【東京都会計管理局】

救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、東京都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てています。(災害救助法第22条)

第6款 災害救助法施行細則【東京都総務局】

東京都は、災害救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則の施行に関し、必要な事項を定めています。

~~※ 次ページからの表については、東京都の災害救助法施行規則の一部改正を受けて修正する予定です。~~

平成29年10月2日 現在

救助の種類		救助の程度および方法		費用の種類および限度額等		救助の期間
避難所および応急仮設住宅の供与	避難所	<p>○災害により被害を受け、または被害を受ける恐れのある方</p> <p>○学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら以外の建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、または天幕を設営し、または<u>その他の適切な方法により実施</u></p> <p>○避難所での生活が長期にわたる場合等においては、<u>避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げ、供与</u></p>	<p>○避難所設置費用は<u>310,320円</u>（1人1日あたり）</p> <p>・賃金職員等雇上費（避難所の設置、維持管理）</p> <p>・消耗器材費</p> <p>・建物の使用謝金</p> <p>・器物の使用謝金</p> <p>・建物・器物の借上費または購入費</p> <p>・光熱水費・仮設トイレ等の設置費</p> <p>○高齢者等の要配慮者の方で、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算</p> <p>○災害発生日が冬季(10月から3月まで)である場合は、<u>燃料費として別に定める額を加算</u></p>	<p>○災害発生日から7日以内（避難所開設期間）</p>		
	応急仮設住宅	<p>○全壊、全焼または流失により、居住する住家がない方で、自らの資力では住家を得ることができない方に建設し供与するもの（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（借上型仮設住宅）、または、<u>その他適切な方法により供与するもの</u></p>	<p>1 建設型仮設住宅</p> <p>○原則として、<u>公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる</u></p> <p>○<u>応急仮設住宅設置費用は253万円以内（一戸あたりの標準規模は29.7㎡）</u></p> <p>○一戸当たりの規模は、<u>応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費および建築事務費等の一切の経費とし、551,600円以内とする</u></p>	<p>○建設型仮設住宅については災害発生日から20日以内に<u>着工</u>（<u>応急仮設住宅の設置</u>）</p> <p>○借上型仮設住宅は、<u>災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、供与</u></p> <p>○建設型仮設住宅および借上型仮設住宅を供与できる期間は、<u>完成日から仮設建築物として認められた期間（供与期間）</u></p>		

救助の程度および方法		救助の期間
救助の種類	費用の種類および限度額等	
<p>救助の対象および方法</p>	<p>費用の種類および限度額等</p> <p>○同一敷地内または近接する地域内に約50戸以上設置した場合は、居住者の集会施設を設置できるところとし、その規模・設置費用は、別途規定50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>○高齢者等の要配慮者の方数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造・設備を有する施設を、応急仮設住宅として設置可能</p> <p>○福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の方に供与する施設をいう）を設置できるものとする。</p> <p>○供与終了に伴う解体撤去および土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 借上型仮設住宅</p> <p>○一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずることとし、借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>○応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げを行うことが可能</p>	<p>救助の種類</p> <p>応急仮設住宅</p>

救助の種類		救助の程度および方法		費用の種類および限度額等		救助の期間																
炊き出し その他の食 品の給与	しに 炊き出し の給与 および飲 料水の給 付	救助の対象および方法 ○避難所に避難している方 ○住家に被害を受けて炊事のできない方 ○住家に被害を受け一時緑故地等へ避難する必要がある方 ○住家に被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない方	費用の種類および限度額等 ○炊き出し等の費用は、 <u>1,040円</u> 以内(1人1日あたり)。主食、副食、燃料等の経費を含む	救助の期間 ○災害発生日から7日以内(炊き出し等期間) ※被災者が一時緑故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給																		
	飲料水の供給	○炊き出し等による食品は現物支給 ○災害のため現に飲料水を得ることができない方	○飲料水の供給費用は通常の実費(水の購入費、給水または浄水に必要な機械・器具の借上費、修繕費・燃料費、薬品費・資材費) ○生活必需品の給与・貸与の費用は、季別・世帯区分別により1世帯あたり下表に掲げる額の範囲内(季別は災害発生日で決定) ○住家の全壊、全焼または流失により被害を受けた世帯	○災害発生日から7日以内(飲料水の供給期間)																		
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水等(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失または損傷等により使用することができず、により、直ちに日常生活を営むことが困難な方 ○被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物支給 ・被服、寝具、身の回り品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料	世帯区分\季別 夏季(4~9月) 冬季(10月~3月)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>夏季(4~9月)</th> <th>冬季(10月~3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td><u>17,800円</u> <u>18,400円</u></td> <td><u>29,400円</u> <u>30,400円</u></td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td><u>22,900円</u> <u>23,700円</u></td> <td><u>38,100円</u> <u>39,500円</u></td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td><u>33,700円</u> <u>34,900円</u></td> <td><u>53,100円</u> <u>54,900円</u></td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td><u>40,400円</u> <u>41,800円</u></td> <td><u>62,100円</u> <u>64,200円</u></td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td><u>51,200円</u> <u>52,900円</u></td> <td><u>78,100円</u> <u>80,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	夏季(4~9月)	冬季(10月~3月)	1人世帯	<u>17,800円</u> <u>18,400円</u>	<u>29,400円</u> <u>30,400円</u>	2人世帯	<u>22,900円</u> <u>23,700円</u>	<u>38,100円</u> <u>39,500円</u>	3人世帯	<u>33,700円</u> <u>34,900円</u>	<u>53,100円</u> <u>54,900円</u>	4人世帯	<u>40,400円</u> <u>41,800円</u>	<u>62,100円</u> <u>64,200円</u>	5人世帯	<u>51,200円</u> <u>52,900円</u>	<u>78,100円</u> <u>80,800円</u>	○災害発生日から10日以内(生活必需品等の給与・貸与期間)
世帯区分	夏季(4~9月)	冬季(10月~3月)																				
1人世帯	<u>17,800円</u> <u>18,400円</u>	<u>29,400円</u> <u>30,400円</u>																				
2人世帯	<u>22,900円</u> <u>23,700円</u>	<u>38,100円</u> <u>39,500円</u>																				
3人世帯	<u>33,700円</u> <u>34,900円</u>	<u>53,100円</u> <u>54,900円</u>																				
4人世帯	<u>40,400円</u> <u>41,800円</u>	<u>62,100円</u> <u>64,200円</u>																				
5人世帯	<u>51,200円</u> <u>52,900円</u>	<u>78,100円</u> <u>80,800円</u>																				

救助の程度および方法		救助の期間 救助の対象および方法	
救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	救助の期間 救助の対象および方法
医療・ 助産	<p>○災害により医療が受けられなくなった方（応急処置）</p> <p>○原則、救護班が実施。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院または診療所において医療を行うことが可能</p> <p>○医療の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療 ・薬剤または治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療・施術 ・病院または診療所への収容 ・看護 	<p>○使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、病院または診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内</p>	<p>災害発生日から14日以内 (医療実施期間)</p>
	助産	<p>○災害発生日以前または以後7日以内に分娩した方で、災害により助産が受けられなかった方</p> <p>○助産の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩の介助 ・分娩前後の処置 ・衛生材料の支給 	<p>○使用した衛生材料等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、助産師による場合は慣行料金の8割以内</p>
被災者の救出	<p>○生命・身体が危険な状態にある方、生死不明の状態にある方</p>	<p>○通常の実費 (救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等)</p>	<p>災害発生日から3日以内 (救出期間)</p>

救助の程度および方法		救助の期間 救助の対象および方法	
救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	救助の期間 救助の対象および方法
被災した住宅の応急修理	○住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方	○一世帯あたり547,000円574,000円以内 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理費)	災害発生日から1月以内に完了 (住宅応急修理期間)
生業に必要な資金の貸与	○別途規定		
学用品の給与	○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水等により学用品を喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができない喪失・損傷し、就学上支障のある児童・生徒 ○学用品の給与は、次に掲げるものを被害の実情に応じ現物支給 ・教科書 ・文房具 ・通学用品	○学用品の給与費用は、次の額の範囲内 ●教科書代 ・小・中学生 教科書や教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものの費用 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材費 ●文房具・通学用品 小学校児童1人につき4,100円4,400円 中学校生徒1人につき4,400円4,700円 高等学校等生徒1人につき4,800円5,100円	災害発生日から教科書は1月以内、その他の学用品は、15日以内 (学用品の給与期間)
埋葬	○遺体の応急的処理程度 ○次の範囲内で、なるべく棺または棺材等の現物を実際に埋葬を実施する方に支給 ・棺(附属品を含む。) ・埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つば、骨箱	○埋葬費は、一体あたり大人206,000円210,200円以内、小人164,800円168,100円以内	災害の発生日から10日以内 (埋葬実施期間)

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	
遺体の捜索	<p>○行方不明の状態、各般の事情により既に死亡していると推定される方</p>	<p>○通常の実費 (救出捜索のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等)</p>	<p>災害発生日から10日以内 (遺体捜索期間)</p>
遺体の処置	<p>○災害の際死亡した方について、埋葬を除く遺体に関する処理</p> <p>○遺体の処置は、次の範囲内において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案 <p>○原則として救護班によって実施</p>	<p>○遺体の処置のため費用は、次に掲げるとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理費用は、一体あたり3,400円以内 <p>○遺体の一時保存のための費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・借上費は通常の実費 ●既存建物を利用できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・一体あたり5,200円、5,300円以内 ●遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要ときは、通常の実費を加算 ○検案が救護班でできない場合は慣行料金の額以内 	<p>災害発生日から10日以内 (遺体処理期間)</p>
障害物の除去	<p>○居室、炊事場など生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では障害物を除去することができない方</p>	<p>○一世帯あたり133,900円、135,100円以内 (除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等)</p>	<p>災害発生日から10日以内 (障害物除去期間)</p>

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	救助の種類	
救助のための輸送費・賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の避難に係る支援 ○被災者の避難・助産 ○医療・助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○遺体の捜索 ○遺体の処理 ○救済用物資の整理配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の実費 (輸送費・賃金職員等雇上費) 	<p>当該救助の実施が認められる期間 (救助のための輸送・賃金職員等の雇用を認められる期間)</p>

(3) 都民防災教育センターの活用

区民や事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護等の技術、実践的な行動力を身につけられるよう、池袋、立川、本所の各都民防災教育センターの活用を図ります。

(4) 応急救護知識および技術の普及

区民や事業所を対象として応急救護知識および技術の普及を図るとともに、応急手当の指導的立場の従業員等を養成することにより、事業所における自主救護能力の向上を図ります。

(5) 防火防災診断の推進

災害時要援護者宅を中心に各家庭の防火防災診断を実施し、防火防災に対する安全性の確認や、住宅防火防災機器の設置等に関する指導を行います。

[資料編 資料20-007～資料20-009 参照]

第5款 風水害対策の普及啓発【危機管理室、東京都下水道局】

1 浸水ハザードマップ

区は、東京都による浸水予想区域図（平成15年5月作成）を基に、浸水ハザードマップを作成しています。（平成16年6月作成、平成27年9月改訂）

浸水ハザードマップ作成の目的は、区民が浸水に対する危険性の認識を深め、事前の準備をし、風水害時には迅速な対応を行うことで被害を最小限に止めることにあります。自宅の周囲の地形や治水設備、避難経路等を確認し、区民が被害にあわないための方法や避難方法等を考えていくきっかけになる情報を掲載しています。

2 土砂災害ハザードマップ

平成29年3月に練馬区内の3地区が土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定されたことに伴い、土砂災害ハザードマップを作成して、災害の危険性について周知を図りますています。ハザードマップには、日頃からの備えに関するもののほか、区民が被害にあわないための情報伝達手段、避難方法等について掲載します。

今後、東京都は、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の追加指定を予定しています。区域指定後は、ハザードマップを修正する予定です。

第1節 防災都市づくり計画

防災都市づくり計画の推進や、安全な市街地の整備を行うとともに、公園等の都市空間の確保や道路橋梁の整備を図り、地震に強い都市づくりを実現します。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を防災都市づくりに活かすため、都・区・市および関係機関が一体となって、平成7年9月「防災都市づくり・木造住宅密集地域整備促進協議会」を発足させました。

この協議会では、「による協議に基づき、都は、「防災都市づくり推進計画」を策定しました。(平成98年策定、2228年最終改定)

この計画に基づいて、震災時の市街地大火災や建物倒壊から住民の生命および財産を守るための都市づくりを進めています。

区では、「防災都市づくり推進計画」に定める事業を含めて、各事業の拡充強化を行うことにより、東京直下の地震災害にも強い防災都市づくりを進めています。

予 防 対 策

第1款 防災まちづくりの推進【都市整備部】

1 市街地整備

駅周辺および幹線道路沿いの密集市街地は、密集住宅市街地整備促進事業等の手法により、建物の不燃化、道路の拡幅、オープンスペースの確保等を進めます。

今後新たな密集市街地が発生することを防止し、良好な環境を保持するため、適地については地区計画等の手法により市街地整備を推進します。

事業名	事業内容	地区	計画
密集住宅市街地整備促進事業	老朽住宅の密集や公共施設が不足している市街地を整備し、住環境の向上と不燃化を図ります	練馬地区	平成18年3月完了
		江古田北部地区	平成31年3月 (完了予定)
		北町地区	平成32年3月 (完了予定)
		貫井・富士見台地区	平成32年3月 (第2期)

2 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化

防火地域・準防火地域の指定は、都市計画法に基づき、建物の密度が高い地域や、火災防止のうえで特に重要な地域について行われます。

区は、大震災時の市街地大火を防止し、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路（幅員15m以上）、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域も、積極的に防火地域に指定してきました。

今後も、防災ネットワークを形成し安全なまちづくりを計画的に行うため、都市計画道路等の整備にあわせて、緊急輸送道路や延焼遮断体^{（註）}の形成などに必要な地域について防火地域の指定を推進します。

なお、避難道路のうち不燃化率が低い地域については、都市計画道路等の整備にあわせて必要に応じて不燃化促進事業の導入を検討し、避難道路の安全性の確保を図ります。

(1) 指定状況

	面 積		比 率	
	平成8年	平成28年	平成8年	平成28年
防火地域	526.4ha	601.8ha	10.9%	12.5%
準防火地域	4,213.9ha	4138.5ha	87.5%	85.9%
無指定	75.7ha	75.7ha	1.6%	1.6%
計	4,816.0ha	4,816.0ha	100.0%	100.0%

(2) 指定による規制

	防火地域	準防火地域
耐火建築物としなければならないもの	階数が3以上のもの または 延べ面積100㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のもの または 延べ面積1,500㎡を超えるもの
耐火建築物または準耐火建築物としなければならないもの	階数が2以下で かつ 延べ面積100㎡以下のもの	地階を除く階数が3以下で かつ 延べ面積が1,500㎡以下のもの
耐火建築物、準耐火建築物または防火上必要な技術的基準に適合するものとしなければならないもの		地階を除く階数が3で かつ 延べ面積が500㎡以下のもの
防火構造としなければならないもの ※		地階を除く階数が2以下で かつ 延べ面積が500㎡以下のもの

※ 木造建築物等の外壁および軒裏で、延焼の恐れのある部分に限ります。

特殊建築物は、防火地域・準防火地域の指定にかかわらず、用途・規模等によっては耐火建築物または準耐火建築物としなければならない場合があります。

(3) 不燃化促進事業完了地区

事業	事業内容	地区名	対象地域	備考
都市防災不燃化促進事業	事業区域内で耐火建築物を建築する際、建築費の一部を助成することにより、不燃化を促進する。	川越街道北地区	区内川越街道から沿道30mの範囲	避難道路(延長約2.9km) 平成19年3月事業完了
		笹目通り・環状8号線地区	区内笹目通り・環状8号線の一部から沿道30mの範囲	避難道路(延長約4.3km) 平成23年3月事業完了

第2款 緑の保全・育成【産業経済部、環境部、土木部】

1 みどりの保全・育成計画

(1) 公園の整備

区内の公園緑地の量的な拡大を図るとともに、災害対策上からも、都市計画で定められた大規模公園の早期整備を図ります。

区立中村かしわ公園では防災性を兼ね備えた公園整備を行っています。公園等の整備にあたっては、敷地面積や施設の特性に鑑み、防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫を整備しています。今後も、必要に応じて設置について検討し、整備を進めます。

避難場所として指定される都立公園は、機能の確保と安全性の向上のために必要な整備の促進を、今後も必要に応じ東京都へ要請します。

(2) 道路等の緑化

道路空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路の緑化を進めます。

また、ブロック塀の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進します。

なお、練馬区緊急道路障害物除去路線については、生け垣の助成を拡大します。

(3) 公共施設の緑化

避難拠点等を延焼火災から守るため、区は率先して区立小中学校やその他の施設のみどりを適切に管理するとともに緑化を推進します。

(4) 農地の保全

都市農地は、災害時の延焼防止空間として、また震災時における避難場所、生鮮野菜の供給など様々な防災機能があります。このように、農地は、農作物を供給する役割に加え、都市における防災的な役割を

持つ貴重な都市空間です。

このため、保全する農地を生産緑地地区に指定し、都市計画として計画的に保全するとともに農業振興策を推進し、みどりの確保と貴重な都市空間の保全に努めます。

平成 ~~2427~~ 年農地面積：~~238.2218.9~~ha（うち生産緑地面積 ~~195.1187.1~~ha）

※ 農地面積や生産緑地面積は、一般社団法人東京都農業会議調査（平成 ~~2629~~ 年3月）によります。

第3款 道路整備計画【都市整備部、土木部】

1 都市計画道路

災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難拠点または避難場所への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進します。

(1) 事業計画：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」

東京都施行			練馬区施行		
路線名	区 間	延長 m	路線名	区 間	延長 m
放射 35号線	環状7号～放射36号	2,780	補助 132号線	石神井町五丁目（豊島橋交差点～石神井公園前交差点）	300
外環の2	放射6号～石神井町八丁目（前原交差点）	3,340	補助 135号線	補助230号付近	460
補助 133号線	補助76号～補助229号	1,100		補助156号付近	70
	放射7号～補助172号	1,240	放射6号～練馬区画街路6号	2,770	
補助 135号線	関町南三丁目～放射6号	120	補助 230号線	放射6号～補助76号	910
補助 156号線	放射7号～外環の2	1,310	補助 232号線	石神井公園駅～練馬区画街路7号	220
	補助135号～西東京市境	1,410		補助135号付近	510
補助 172号線	放射35号～早三東通り	190	練区街 1号線	補助172号～練馬二丁目	360
補助 229号線	西武新宿線交差部付近	350	外環の2	上石神井駅（交通広場約5,100m ² ）	-
補助 230号線	補助76号～富士街道	430	計6路線	9 区間	5,600
補助 232号線	富士街道～外環の2	830			

計9路線	11 区間	13,100
------	-------	--------

(注) 補助133号線は中野区・杉並区間を含む総延長のうち、補助76号～補助229号は中野区を含む総延長

(2) 事業中

東京都施行路線

路線名	区間	延長 (m)
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	2,000
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目	1,330
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目	1,970
補助172号線	早宮三丁目～早宮四丁目	390
補助229号線	関町南一丁目～上石神井一丁目	430
補助230号線	大泉学園町七丁目～大泉町二丁目	2,100
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目	500
外環の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目	1,000

(注) 放射35・36号線は板橋区間を含む総延長

練馬区施行路線

路線名	区間	延長 (m)
補助132号線	石神井町三丁目～石神井町一丁目	415
補助232号線	石神井町一丁目～石神井町三丁目	155
補助235号線	北町五丁目～北町七丁目	182
練馬区画街路1号線	早宮三丁目～練馬二丁目	230

2 その他の道路整備

避難拠点への避難、救援、消防等の活動を確保するため、災害に強い道路整備を図ります。

(1) 空間の確保

区内には、道路の幅員が狭く、消防活動の困難な地域区域が存在し、災害にきわめて弱い状況を生んでいます。

これを解消するため、道路整備を推進し、道路の拡幅をはじめ歩道を設置する等空間の確保を図ります。

区道幅員別構成 (平成28年4月1日現在)

規格改良済		未改良		構成比
幅員	延長距離	幅員	延長距離	
5.5m未満	501,265m	3.5m未満	136,087m	5.5m未満 62.4%
		3.5m以上 5.5m未満	17,201m	
5.5m以上 13.0m未満	383,339	5.5m以上	8,139m	5.5m以上 37.6%
13.0m以上 19.5m未満	2,101m			
19.5m以上	871m			

3 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、区道の無電柱化を推進します。

都市計画道路および生活幹線道路を新設・拡幅する際には、あわせて無電柱化を実施します。

また、既存道路を含めて区道の無電柱化を総合的・計画的に進めるために練馬区無電柱化推進計画を策定します。

第4款 都市計画公園・緑地の事業化計画【土木部】

都市公園・都市緑地は、レクリエーション、環境保全、景観機能に加え、防災機能としても非常に重要な役割を持っています。

東京都および区は、平成23年12月に策定した「都市計画公園・緑地の整備方針(改正)(東京都・特別区・市町)」において、次の練馬区内の重点公園・緑地の優先整備区域を平成32年度までに着手することとしています。

1 東京都事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」(練馬区内)

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積 (㎡)	優先整備区域 箇所
1	上板橋公園 (城北中央公園)	72,200	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目 練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目
2	練馬城址公園	219,000	練馬区春日町一丁目、向山三丁目
3	石神井公園	29,000	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目

2 練馬区事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積 (m ²)	優先整備区域 箇所
1	大泉橋戸公園	2,100	練馬区大泉町二丁目
2	三原台第二公園 (三原台ののほな公園)	1,000	練馬区三原台二丁目
3	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	2,800	練馬区大泉町一丁目
4	大泉井頭公園	14,500	練馬区東大泉七丁目
5	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	10,000	練馬区大泉学園町九丁目
6	中村かしわ公園	15,000	練馬区中村一丁目
7	羽沢緑地	8,800	練馬区羽沢二丁目
8	中里郷土の森緑地	2,500	練馬区大泉町一丁目

第5款 防災都市づくり推進計画【東京都都市整備局】

防災都市づくり推進計画は、東京都が、東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、発災時の被害拡大を防ぐため、建築物等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。

本計画は、都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、2016年度（平成28年度）から2025年度（平成37年度）までの10年間を計画期間とします。また、整備プログラムの計画期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とします。

- (1) 基本計画方針 平成28年度から平成37年度までの10年間
- (2) 整備プログラム 平成28年度から平成32年度までの5年間
- (3) 主な計画内容

① 避難場所

東京都が特別区を対象に指定しています。大規模な市街地の火災による輻射熱を考慮して算定し、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保します。

指定された避難場所までの避難距離は約3kmを目安に避難圏域を指定します。なお、市街地火災が拡大する恐れがなく広域避難を要しない地区については、地区内残留地区に指定します。

（練馬区には、地区内残留地区はありません）

② 延焼遮断帯

延焼遮断帯は、軸となる都市計画道路の整備と防火地域等の規制・誘導策や都市防災不燃化促進事業等の実施による沿道の不燃化など、様々な施策を重層的に実施することで形成します。

第6款 液状化対策【危機管理室、都市整備部】

東日本大震災では、各地で液状化現象が発生し、家屋等に大きな被害をもたらしました。都内でも、23区東部を中心に9区において液状化現象が確認され、うち5区で建物被害が発生しました。

一方、都の被害想定では、初めて、練馬区内の一部の地域で液状化の被害が想定されました。

東京都地域防災計画により、東京都都市整備局は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成しました。それとともに、平成26年5月より「東京都 建物における液状化対策ポータルサイト」が開設され、建物の所有者や設計者が自ら液状化対策に取り込むことができるように、液状化関連情報が集約されました。ポータルサイト内では、地歴図や地盤調査データなどを閲覧することができます。また、液状化による建物被害に備えていくためには、地盤や建築に関する専門的な知識が必要であることから、東京都は一般社団法人東京建築士会による「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設しました。こちらでは、液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスが受けられます。

区では、このような新しい液状化関連情報などの提供に努めています。

第7款 河川の整備【土木部、東京都第四建設事務所】

1 事業計画

(1) 石神井川

区内の延長は約11.6kmであり、そのうち改修工事は、板橋区境から豊島橋下流まで完了しています。

長光寺橋から山下橋までの区間は、治水の安全性を高めるほかに、水辺環境の整備として緩傾斜護岸工事が完了しています。

山下橋から蛸橋まで概成し、蛸橋から扇橋の区間については、順次改修工事を進めています。

なお、平成21年度に新規事業認可を取得した扇橋～本立寺橋間については、平成26年度に都営上石神井アパート付近の整備を着手し、測

雨水流出抑制施設の設置

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 公共施設 | |
| 〔区の施設〕 | 新設または改修時に設置 |
| 〔国、東京都の施設〕 | 新設または改修時に設置を指導 |
| ② 民間施設 | |
| 〔大規模民間施設〕 | 新設または改修時に設置を指導 |
| 〔500㎡未満の個人住宅〕 | 雨水浸透施設設置費用を助成 |

第8款 下水道施設の防災対策【東京都下水道局】

1 浸水防止

東京都下水道局は、豪雨の際の浸水防止策として、下水道管きよの清掃等を行い、流下能力の確保に努めます。さらに台風その他の災害発生が予測される場合は、テレビ・ラジオによる情報収集、降雨情報システム（東京アメッシュ）の活用、雨量測定地点情報の状況把握を行い、地域に応じた的確な事前対策を実施することとしています。

また、経営計画2016（平成28年2月）における浸水対策の取組方針に基づく下水道施設整備に取組み、機能向上に努めていきます。

第9款 自立・分散型エネルギー対策の推進【環境部】

電気やガスなどのエネルギー資源は、都市の機能を支える上で不可欠なものです。~~特に防災上必要な建築物やライフライン施設等については、発災後に停電等エネルギーの供給が停止してもその機能を維持できるように、自立運転が可能である電源の確保が必要です。~~

~~このため、避難所や区立施設に常用および非常用の自立・分散型電源の設置を推進します。また、区民や事業者に対し、自立・分散型電源の設置への支援を促進します。災害時であっても、避難拠点や家庭、事業所等において必要とされる最小限のエネルギーが得られるよう、平時から備えをしておくことが重要です。~~

~~避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。平成30年度に、安全・安心パトロールカーを電気自動車に入れ替えます。入れ替えた安全・安心パトロールカーを含む区所有の電気自動車、燃料電池自動車を、緊急電源として活用します。軽症者への対応が必要となる医療救護所併設の避難拠点を中心に活用します。~~

~~災害時におけるエネルギーセキュリティをさらに高めることを目指し、区民・事業者の協力のもとに、自立分散型エネルギー社会の構築に取り組みます。~~

第4款 ブロック塀等の倒壊防止【都市整備部、環境部】

倒壊する恐れのある大きい塀等を法令に定める基準の強固な塀、あるいは金網フェンス、生け垣に改良するよう倒壊防止対策を引き続き推進します。

なお、危険と判断されたブロック塀の所有者等に対しては、生け垣化が図られるように生け垣助成制度を紹介します。

第5款 落下物の防止【都市整備部】

地震が発生した際、建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路等に落下する可能性がある建築物、大規模空間を有する建築物で天井部分が落下する可能性がある建築物、落下物による災害の可能性の高い地域内にある外壁に広告板が取り付けられている建築物の所有者に対して、助言や指導を行います。

第6款 家具類の転倒・落下・移動防止【危機管理室、福祉部、消防署】

都の被害想定によると、発災時における区内負傷者のうち屋内収容物による負傷者が多数出ると想定されています。

このような観点から、区では高齢者のみ世帯、障害者のみ世帯等に対して家具類転倒防止器具の取付費を助成しています。

さらに、各防災関係機関と連携を図るとともに、防災訓練等の機会を有効に活用し、広く区民へ家具類転倒・落下・移動防止の啓発活動を行っていきます。

第7款 エレベーター対策【各部】

1 エレベーターの地震対策の推進

都市整備部では、1年に1回提出される「定期検査報告書（昇降機）」に基づき、エレベーターがある民間建築物名、製作会社名、保守会社名の連絡先等を台帳化し、エレベーター内に閉じ込められたと区に通報があった場合に備える体制を整えています。

2 エレベーターの地震対策の基本的な考え方

- ① 建築基準法に基づく耐震設備の設置を推進する。
- ② 日常・定期点検の更なる確実な実施をする。
- ③ 早期救出・復旧体制の整備を推進する。
- ④ 適時適切な情報提供・情報共有を推進する。

災害発生を想定し、「非常災害訓練」を年1回以上実施します。

(3) 復旧用資器材等の常備・確保

非常災害に備え必要な資機材等は常備・確保します。

(4) 広報

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対し次の事項を中心に広報活動を行います。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。

オ 屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

② 報道機関に対する広報

広範囲にわたる停電事故が発生した場合は、報道機関を通じて、電力施設の被害状況、復旧予定等を迅速、適切に広報を行います。

③ 地方公共団体等への対応

ア 地方公共団体の災対本部から要員派遣の指示・要請があったときは、要員を派遣します。

イ 電力施設等の被害状況、復旧状況等は官公署に対し、迅速・的確に報告します。

第7款 ガス施設の計画【東京ガス株】

1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧します。そのため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸政策を重点に災害対策の推進を図ります。

2 ガス施設の災害予防措置

(1) 施設の機能の確保

ガス施設については、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施設の機能に努めます。

- ① 系統の多重化・拠点の分散
ガスの安定的な供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努めます。

- ② 代替施設の整備
臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努めます。

(2) ガスの安定的な供給等

- ① ガス製造設備
消防関係法令、ガス事業法等に基づき、所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図ります。

- ② ガス供給設備
大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、導管防護装置、他の工事に係る導管事故防止措置等を行います。
また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進します。

(3) 非常用設備の整備

- ① 連絡・通信設備
非常時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備します。

- ② コンピュータ設備
災害に備え、コンピューターシステムやデータベース等のバックアップをする体制を整備します。

- ③ 自家発電設備等
常用電力の停止時において、防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備します。

- ④ 防災中枢拠点設備
対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じます。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持します。さらに、事故未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図ります。

また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところ

により巡回点検を行います。

3 事業継続計画の策定

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定します。

また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全および被害拡大防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない次の業務を最優先とします。

- ① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ② ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
- ③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命じます。

4 防災教育・訓練

(1) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生を防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規定等について、社員等関係者に対する教育を実施します。

(2) 防災訓練

各部所は、年1回以上、実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化します。

5 広報活動

(1) 日常の広報

お客様および他の工事関係会社に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に、通報者等の協力を得るように広報活動を実施します。

(2) 広報資料の作成

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオ・テープ等をあらかじめマスコミ等に配布します。

第8款 通信施設の計画【NTT東日本】

1 計画方針

第6節 発災時における地域の防犯・防火体制

発災時における地域の安全・安心を維持するため、地域の防犯・防火団体や防災会等が連携して、発災時における地域の防犯・防火活動を推進できる体制を促進します。

予 防 対 策

第1款 平常時における防犯・防火活動【危機管理室】

地域の防犯・防火に関わる団体が協力関係を強めるためには、実際に顔を合わせ、情報交換などを行う必要があります。

それぞれの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員で成り立っているかなど理解した上で、発災時などの非常時にどのように協力していくかあらかじめ決めておく必要があります。したがって、平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなどして連携を深めていく必要があります。

応 急 対 策

第2款 被災地における安全・安心【統括部】

東日本大震災の被災地においては、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。

首都直下地震の発生時においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。発災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を大きくすることになりかねません。こうしたことは、被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

第3款 「発災時における地域の防犯・防火体制」の構築【統括部】

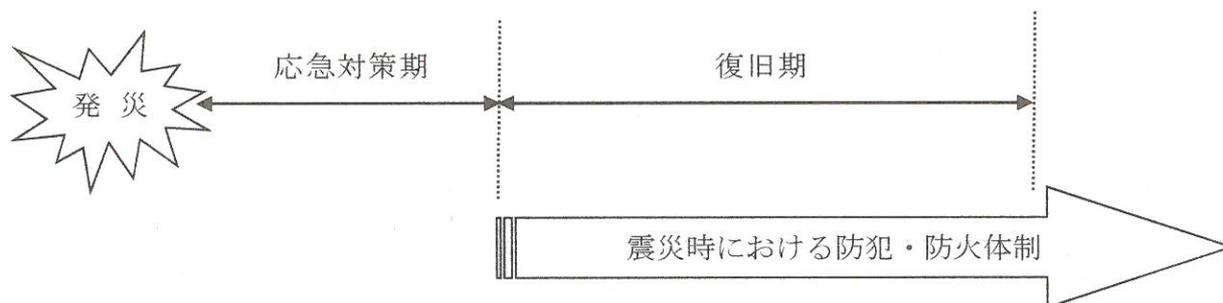
1 想定している状況

発災直後は、区や警察、消防等は、区民の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。

したがって、地震直後の地域の安全・安心は、地域住民によって構成された防犯・防火活動実施団体パトロール団体等が主体となって、住民自ら協力して行うことが必要となります。

2 体制の開始時期

「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。(下図参照)



3 防犯・防火の連携体制について

地域の防犯・防火団体や地域防犯防火連携組織、小中学校、防災会等の団体が連携して活動できる体制づくりを進めます。

防犯・防火活動を行う団体は、練馬区において、252団体の「地域防犯防火活動実施団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体が日頃から地域防犯・防火活動をしています。規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かした活動を行っています。

練馬区では防犯・防火活動を行う団体は、約250団体の「パトロール団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体があり、規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かして日頃から地域防犯・防火活動を行っています。

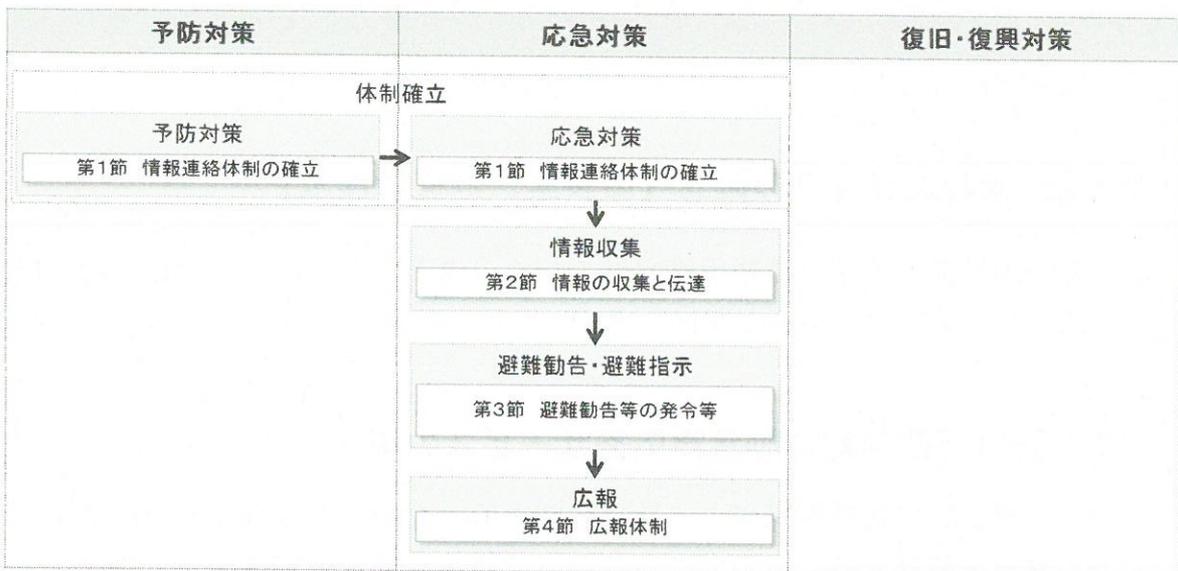
しかし、大規模地震が発生した場合などの非常時においては、各団体が個々に通常時の活動を継続することは困難である場合が想定されます。このことから、各団体が連携してそれぞれの地域における防犯・防火活動を支えあうことが必要です。あり、地域で防犯・防火活動を行う団体が連携して活動できる体制づくりを進めています。

第1章 情報収集・伝達・広報

災害関連情報の収集・伝達は、関係機関による円滑な応急対策活動を実施する上で欠かせないため、発災時に迅速かつ的確に収集・伝達できる情報通信網を整備する必要があります。さらに、区民等に対して正確な災害情報を的確に提供し、適切な行動が取れるようにするための広報体制を確立する必要があります。

本章では、通信手段の充実等による情報連絡収集・伝達体制の確立、避難勧告等の発令、広報体制の確立等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1章 情報収集・伝達・広報			
第1節 情報連絡体制の確立			
第2節 情報の収集と伝達			
第3節 避難勧告等の発令等			
第4節 情報連絡体制の確立			

: 多くの記載があるもの
 : 記載があるもの
 : 記載がないもの

第1節 情報連絡体制の確立

災害時に各防災機関は密接な情報連絡体制をとり、被害状況等の把握を行い、迅速な対応を行います。

情報連絡の手段としては、有線通信設備（電話・ファクス・インターネット）を利用することを第一とします。発災当初においては有線通信の途絶等の可能性があるため、複数の通信手段を確保し、無線による情報連絡体制を強化します。

また、これらの通信設備の積極的な活用を図り、その全機能をあげて情報活動にあたります。

予 防 対 策

第1款 情報連絡体制の確立【区長室、危機管理室】

無線通信による情報連絡手段だけでなく、以下のような、他の様々な手段を活用し、情報連絡体制を確保します。

1 防災行政無線自動音声応答サービスの導入

同報系防災行政無線による放送が聞き取れなかった場合に、電話によって内容を確認することができる防災行政無線自動音声応答サービスを、平成24年8月から導入しています。

2 区ホームページの障害対策の強化

区ホームページが被災により配信不能となった場合に備え、「災害時における相互応援に関する協定」を締結している群馬県前橋市と、双方の公式ホームページに被災自治体の情報を掲載し代行発信する覚書を締結しています。

また、災害時には、区ホームページにアクセスが集中することによる閲覧の遅延障害が懸念されます。そこで、区ホームページへのアクセスの軽減を図るため、ヤフー株式会社と災害協定を締結し、同社が運営するポータルサイト「Yahoo! JAPAN」において、区ホームページのキャッシュサイト（複製サイト）を作成し、配信します。

3 メール配信サービスの充実

平成25年6月より、防災気象情報、安全・安心情報、区政情報（イベン

トや新規事業など)を配信する「ねりま情報メール」の配信サービスを提供しています。

このメール配信サービスは、区の防災気象情報など緊急性の高い情報を希望する区民の携帯電話やパソコンにメールを配信します。

また、緊急時にはこのサービスを通じて、練馬区の防災等に関する重要なお知らせを携帯各社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）から緊急速報（災害・避難情報）メールとして練馬区の区域内に配信します。

4 各種メールやホームページ等の充実

緊急地震速報や避難情報等を練馬区の区域内に提供する「緊急速報（災害・避難情報）メール」や、SNSを活用して、よりきめ細かな情報提供が実施できるよう充実を図ります。

また、第2項のヤフー株式会社との災害協定に基づき、平常時にも同ウェブサイトの地図情報サイトにおいて、避難拠点や練馬区帰宅支援ステーションなど防災関連拠点の位置情報等を配信するとともに、災害発生時には、区の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、被災状況等の情報を同ウェブサイトの防災情報サイトおよび、ヤフー防災速報「自治体からの緊急情報」で発信します。

5 区施設および避難拠点における情報掲示の即応態勢の構築

庁内LANや防災無線ファクスを活用して、災対本部から区施設に情報を送信し、各区施設がその内容を紙で掲示することによって、区民に情報提供を行う態勢を整備します。

また、練馬区新聞販売同業組合と協定を締結し、避難拠点に臨時広報紙の配布等を行う体制を整備します。

6 他のメディアの活用

災害時の広報体制を強化するため、ケーブルテレビ・ジェイコム東京（地上デジタル放送 11 チャンネル）のデータ放送を活用して、区の情報を発信しています。災害発生時には、このデータ放送において、区の避難勧告等、被災状況等の情報を随時発信します。

また、災害情報共有システムのLアラートのサービス^{*}や、FMラジオ放送など、様々なメディアの活用について検討します。

※ D I Sに避難勧告等の情報を入力することにより、地上デジタル放送やYahoo!JAPANなどの様々なメディアに対して情報が配信されるサービス。

応 急 対 策

第2款 通信連絡体制情報連絡【統括部】

災害時における情報通信の輻輳による混乱を防止するため、区および防災関係機関等に情報の受発信の総括者としての連絡員を置き、災害情報受発信専用電話を指定、各機関の通信窓口を統一し、情報の収集・伝達にあたります。

- (1) 有線電話・ファクス・インターネットを第一の通信手段とし、無線通信はその補完的運用にあてることとします。災害の状況により、無線通信システムの特性を生かし、無線による通信を行います。
- (2) 災害情報の受発信の総括窓口は、災対本部に置きます。
- (3) 各防災機関は、災対本部と直接連絡する必要があるとき、または、災対本部の求めがあったときは、災対本部へ連絡員を派遣します。

第3款 災害時優先電話の指定【危機管理室】

電話輻輳等のパニックを防止するための各種通信規制を受けずに利用できる電話として、また、他に優先して復旧する電話として、「有線電気通信法」および「電気通信事業法」に基づき、区役所34回線のほか、区民事務所、保育園、小中学校その他一部の区立施設206回線が指定されています。

第4款 無線通信連絡体制【危機管理室】

迅速かつ正確な情報の収集および伝達は、的確な災害対策活動を行う上の最も基本的で重要な事項です。

区では、有線電話が途絶した場合における情報連絡手段を確保するため備え、無線通信による情報連絡体制を整備しています。

区における防災行政用無線は、260MHz周波数帯を使用する移動系防災行政無線、800MHz周波数帯を使用するMCA無線、および区民に対する災害情報の伝達を目的とした60MHz周波数帯を使用する同報系無線の三つの無線システムを整備しています。

(1) 移動系防災行政無線

有線途絶時における、区および防災関係機関等との情報連絡を行うための主なシステムです。災対本部（防災センター）を基地局として、避

難拠点等の一般局との間において運用します。

音声による通信のほか、ファクス通信等のデータ通信を行うことができます。

(2) MCA無線

グループ単位で完結する無線としてタクシーや物流業等で汎用的に使用されており、災害時には自治体の通信が優先されるシステムで、3つのグループに導入しています。

- ① 帰宅困難者対策用として、災対本部と帰宅支援ステーションや鉄道事業者との間で情報の収集および伝達連絡を行います。
- ② 福祉避難所連絡用として、災対福祉部と福祉避難所等との間で情報の収集および伝達連絡を行うほか、安否確認の連絡手段として使用します。
- ③ 物流対策用として、災対本部と地域内輸送拠点や物流業務を行う協定団体の事務所等との間で情報の収集および伝達連絡を行います。

(3) 同報系防災行政無線

防災センター（災対本部）を親局として、区内に設置した子局（無線放送塔）や、区施設等に配備した戸別受信機（防災ラジオ）を通して、災害に関する情報を区民へ提供します。

無線のデジタル化や無線放送塔の増設により、放送の伝達状況を改善しました。視力障害者等の災害時要援護者への災害情報の伝達方法について、引き続き検討を進めます。

無線通信手段の整備状況（平成29年4-12月1日現在）

移動系防災行政無線		統制局無線装置	1局
		半固定型無線機	133局
		可搬型無線機	10局
		車載型無線機	3局
		車携帯型無線機	19局
		携帯型無線機	38局
同報系防災行政無線		親局無線機	1局
		無線放送塔	207局
		戸別受信機	1,060 1,063台
MCA無線	帰宅困難者対策用	携帯型無線機	10局
		固定型無線機	1局
	福祉避難所連絡用	携帯型無線機	5152局
	物流対策用	携帯型無線機	5局

※帰宅困難者対策用の固定型無線機および物流対策用について

は、平成29年度に整備予定。

第5款 緊急地震速報【危機管理室】

緊急地震速報は、地震による強いゆれを事前に知らせ、あらかじめ揺れへの対応ができるようにするための情報伝達システムです。

(平成19年10月から一般への提供を開始)

情報の入手方法には、例えばテレビ、ラジオ、インターネット回線を利用した専用の装置の設置等、様々な手段があります。

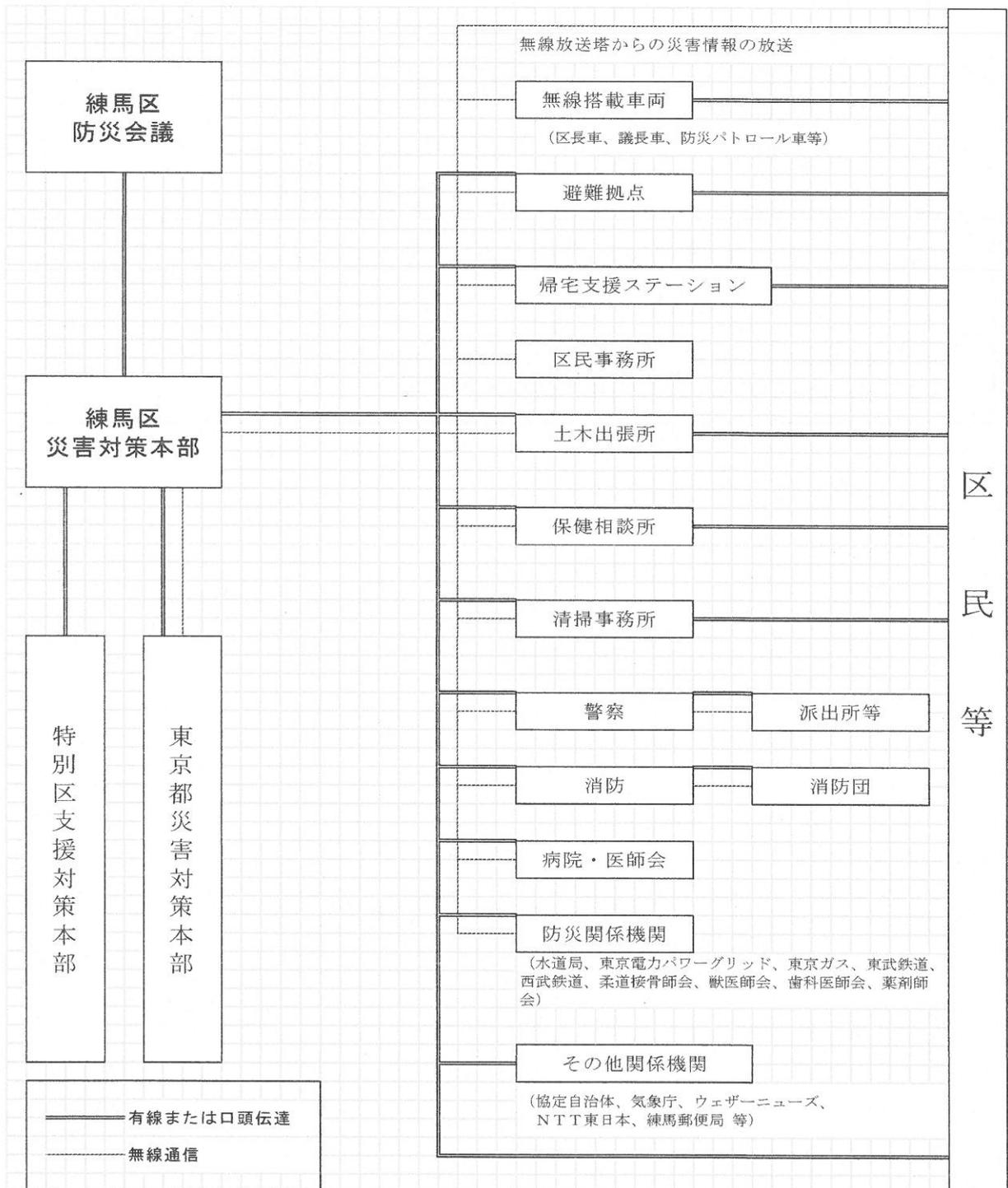
区では、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定される時は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、同報系防災行政無線から緊急地震速報の伝達を行います。

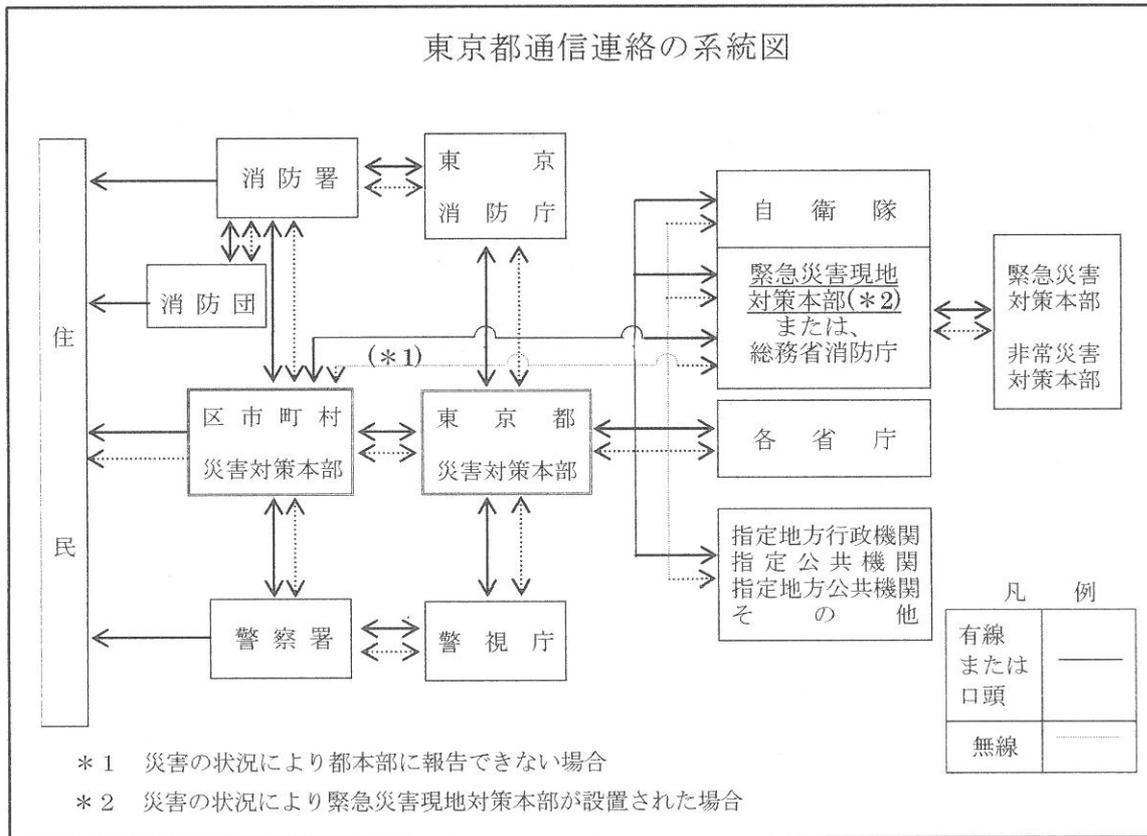
第2節 情報の収集と伝達

災害対策を行うために必要な情報の収集と伝達を行い、状況認識を共有して、迅速かつ的確な災害対策を実施します。

応 急 対 策

第1款 伝達経路と伝達手段【統括部】





第2款 情報の収集と伝達【統括部】

1 通信手段情報の収集手段

~~災対本部や避難拠点では、情報通信手段を点検・確認し、使用できる情報通信手段の中から、通信相手・通信内容ごとに最適な手段を選定して、通信を行います。~~

~~使用する通信手段の優先順位は、日常的に使用する有線の通信手段を第一とします。無線通信設備等は、それらの手段が使用できない場合の、予備的なものです。~~

~~全ての通信手段が使用不可能な場合は、連絡員（伝令）により情報連絡します。~~

~~また、各防災機関は、災対本部と直接連絡する必要があるとき、または災対本部の求めがあったときは、災対本部へ本部派遣員を派遣します。~~

迅速かつ正確な情報の収集は、的確な災害対策活動を行うために非常に重要です。区では、以下の手段を使用して災害に関する情報を収集します。

情報通信収集手段（双方向性）

有線電話、~~+~~、ファクス、メール、携帯電話、衛星電話
移動系防災行政無線
MCA無線
東京都防災行政無線、DIS、災害映像システム

情報収集手段（一方向）

屋上高所カメラ、計測震度計、水防テレメーター、テレビ、ラジオ、インターネット、地震情報配信サービス

情報伝達手段（一方向）

~~練馬区防災行政用無線（同報系／防災無線放送塔、防災ラジオ）~~
~~情報表示板（ニュース速報等と災対本部からの文字情報を繰返し表示）~~

2 リアルタイムで入手できる防災気象情報等

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の河川の防災情報では、区市町村向けにリアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されています。これらの情報は、定期的または随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めます。

(1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

情報	発表時期
台風情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況および予想が記載されている。 ・ 台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。
府県気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災等の留意点を解説するために、適宜発表される。
気象警報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報・地震・津波等によって災害が起こる恐れのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある。 ・ 気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒を要する時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予想値も記載されている。 ・ 平成22年から、大雨警報（浸水害）と大雨警報（土砂災害）を区別して発表している。

(2) 雨量に関する情報

情報	発表時期
地点雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメダス：各観測地点で実測した降水量：10分毎 ・ テレメーター雨量、リアルタイム雨量：各観測地点で実測した降水量：10分毎
流域雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の流域毎に面積平均した実況の雨量：10分毎
面的な雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・ レーダー雨量：Cバンドレーダー雨量計：1kmメッシュ、5分毎 ・ XRAIN雨量情報：XRAINによって観測：250mメッシュ、1分毎 ・ リアルタイムレーダー：各レーダー情報の重ね合わせ：5分毎 ・ 解析雨量：レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布：1kmメッシュ、30分毎 ・ レーダー・降水ナウキャスト：レーダー実況と1時間先までの降水強度：1kmメッシュ、5分毎 ・ 降水短時間予報：6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想：1kmメッシュ、30分毎

(3) 水位に関する情報

情報	発表時期
水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレメーター水位：水位観測所の実測水位：cm単位、10分毎 ・水位予測：1時間後から3時間後までの予想水位：cm単位、1時間毎

(4) 浸水害に関する情報

情報	発表時期
大雨警報（浸水害） 危険度分布	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い指数－表面雨量指数を導入する。 ・大雨警報（浸水害）を補足するため、1時間先までの表面雨量指数の予測値が、区市町村内のどこで大雨警報（浸水害）基準値に到達するかを視覚的に確認できるよう、危険度を5段階に色分けして地図上に1kmメッシュで表示する。
表面雨量指数	<p>地面の被覆状況や地質、地形勾配等の地理情報を考慮して、降った雨が地表面にたまっている量を数値化した指標。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平坦な場所や都市域で大きな値を示す傾向がある。 ・短時間に降る局地的な大雨による浸水害発生との相関が高い。

(5) 洪水害に関する情報

情報	発表時期
洪水警報 危険度分布	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の発表基準に、洪水警報発表の基となる指数－流域雨量指数を精緻化する。 ・洪水警報を補足するため、3時間先までの流域雨量指数の予測値が、区市町村内のどこで洪水警報の基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、危険度を5段階に色分けして地図上に1kmメッシュで表示する。

Ⅱ 防災本編
第1章 情報収集・伝達・広報

流域雨量指数	<p>河川の上流域に降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に流れ下る量を数値化した指標。長さ15km未満の河川も計算対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地点での中小河川の洪水危険度の高まりを表す。 ・流域で降った大雨による中小河川の外水氾濫による洪水発生との相関が雨量よりも高い。
指定河川洪水予報（区では該当なし）	<p>国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水の恐れがあると認められるときに発表される。</p>
水位到達情報	<p>洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知および周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。</p>
規格化版流域雨量指数	<p>流域雨量指数を、過去20年間の最大値に対する比率として表したもの：5kmメッシュ、30分毎</p>

(6) 土砂災害に関する情報

情報	発表時期
土砂災害警戒判定メッシュ情報	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報および大雨警報（土砂災害）を補足する情報。2時間先までの土壌雨量指数の予測値が、区市町村内のどこで土砂災害の基準値に達するかを視覚的に確認できるよう、危険度を5段階に色分けして地図上に5kmメッシュで表示する。
土壌雨量指数	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険度の高まりを把握するため、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを指数化した指標
都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報	<p>都道府県毎、1～5kmメッシュ、10分～60分毎、最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示</p>

第3款 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備【統括部】

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告します。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合や被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告します。（災対法第53条）

区は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信情報連絡責任者を選任します。また、通信情報連絡責任者は、通信情報連絡事務従事者をあらかじめ指名します。

通信情報連絡責任者（正）	危機管理室長の職にある者
通信情報連絡責任者（副）	危機管理室の課長の職にある者
通信情報連絡事務従事者	危機管理室の防災施設係長の職にある者

なお、夜間、休日を含め、常時、都と通信情報連絡が開始できるを行えるよう必要な人員を配置します。

(1) 報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づく）
- ⑤ 災害に対して既に行った措置（日時、場所、活動人員、使用資器材を明らかにします）
- ⑥ 災害に対し今後行おうとする措置（同上）
- ⑦ 救助法適用の要否および必要とする救助の種類

(2) 報告の方法

原則として、DISの入力によります。（ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、ファクス等により報告する。）

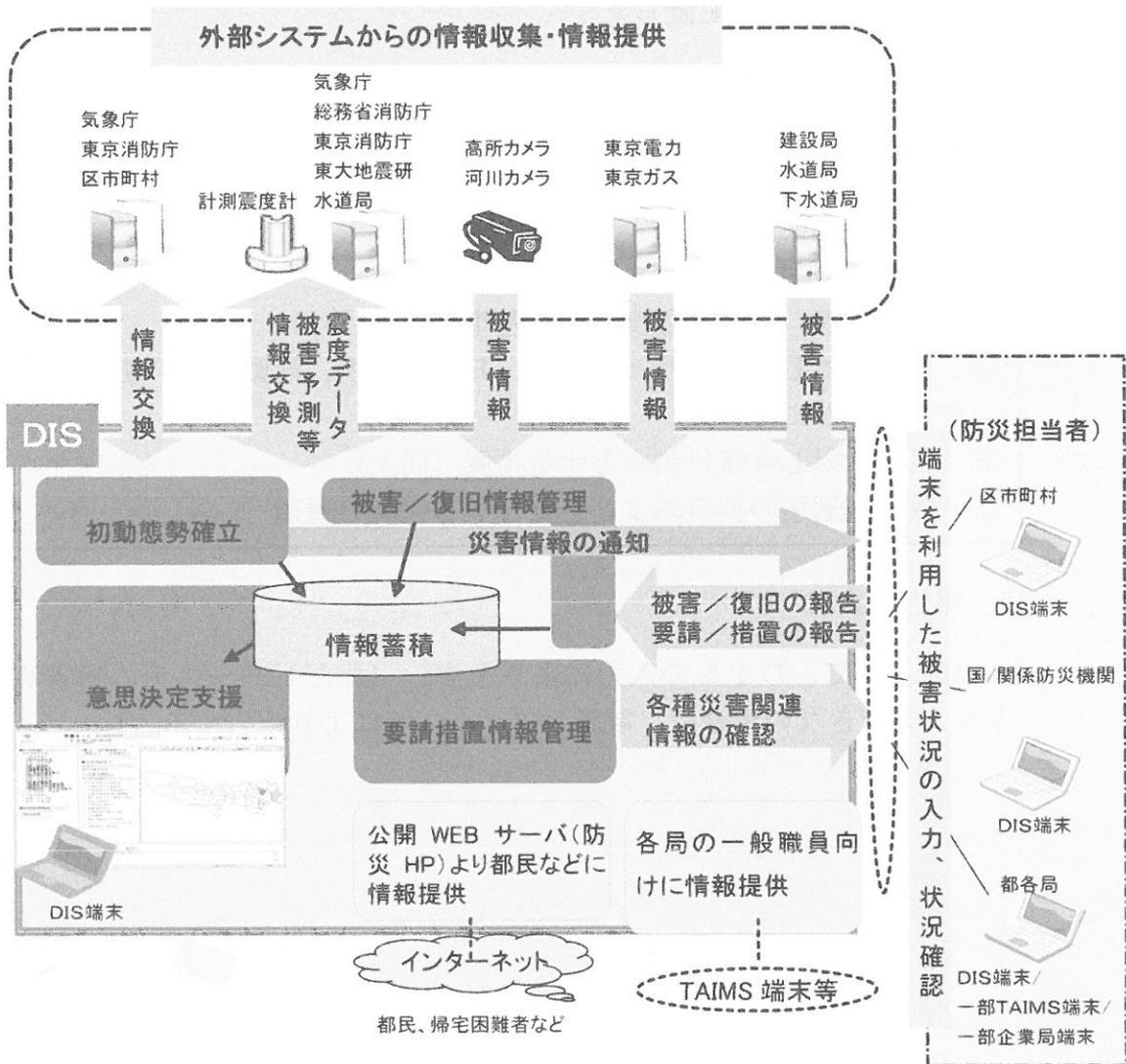
II 防災本編

第1章 情報収集・伝達・広報

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時および東京都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

東京都通信連絡のDISの概念図



第4款 情報拠点校の設置・運営【統括部】

避難拠点は21グループに分けられ、各グループのうち1校が情報拠点校として情報集約の機能を担います。

情報拠点校の任務は、避難拠点としての役割のほか、地域の災害情報の集約です。また、災対本部からの連絡・指示を必要に応じてグループ内の避難拠点到に伝達することです。

避難拠点から災対本部への移動系防災行政無線による音声や無線ファクスが、通信の集中等により円滑に行えない場合は、それぞれの拠点において最適な通信手段で災対本部に伝達します。

第5款 避難拠点での情報連絡【統括部】

避難拠点では、情報・通信連絡を次のように取り扱います。

- ① 地域の被災状況や避難者の情報等を、災対本部からの要請に応じて情報拠点校または災対本部へ通報連絡します。場合により、自主的に通報連絡します。
- ② ~~必要に応じて~~、防災会や市民消火隊・レスキュー隊等の活動調整のために、避難拠点間や災対本部と情報連絡を行います。
- ③ その他災害対策上必要な通信連絡情報を実施連絡します。

【透析医療機関(1011医療機関)】

区分	No.	医療機関名	対応区分
透析 医療 機関	1	高松病院(高松六丁目4番23号)	透析
	2	練馬中央診療所(豊玉北五丁目32番8号)	
	3	腎クリニック高野台(高野台一丁目3番7号)	
	4	練馬桜台クリニック(豊玉北四丁目11番9号)	
	5	優人クリニック(田柄二丁目52番10号)	
	6	練馬高野台クリニック(高野台一丁目8番15号)	
	7	優人大泉学園クリニック(東大泉一丁目28番7号)	
	8	大泉学園クリニック(東大泉五丁目40番24号)	
	9	武蔵野総合クリニック練馬(練馬一丁目26番1号)	
	10	優人上石神井クリニック(上石神井一丁目13番13号)	
	11	<u>石神井公園じんクリニック(石神井町七丁目2番5号)</u>	

※ 「赤」は重症者、「黄」は中等症者、「緑」は軽症者

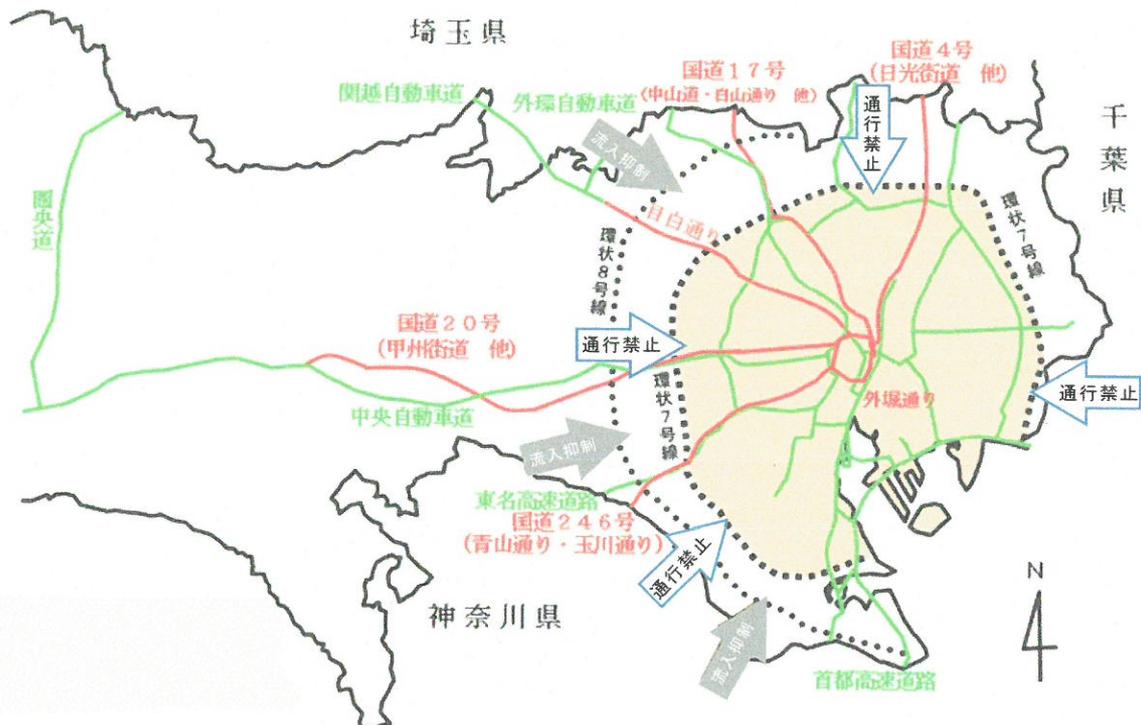
※ 専門医療拠点病院については、原則として重症・中等症(赤・黄)者の受入は行わず、専門的医療を必要とする患者への対応を行います。

第3款 交通規制【警察署】

1 第一次交通規制（道路交通法）

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施します。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止します。
- (2) 環状8号線における都心方向への流入抑制
環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制します。
- (3) 緊急自動車専用路における通行禁止
「目白通り（九段下～三軒寺）」を緊急自動車および道路点検車等（以下「緊急自動車等」という。）以外の車両の通行を禁止する緊急自動車専用路に指定し、緊急自動車以外の車両の通行を禁止します。
- (4) 被害状況等に応じて、上記①(1)～④(3)までの交通規制を拡大・縮小、または別の路線を指定して交通規制を実施します。



II 防災本編

第3章 交通およびライフラインの確保

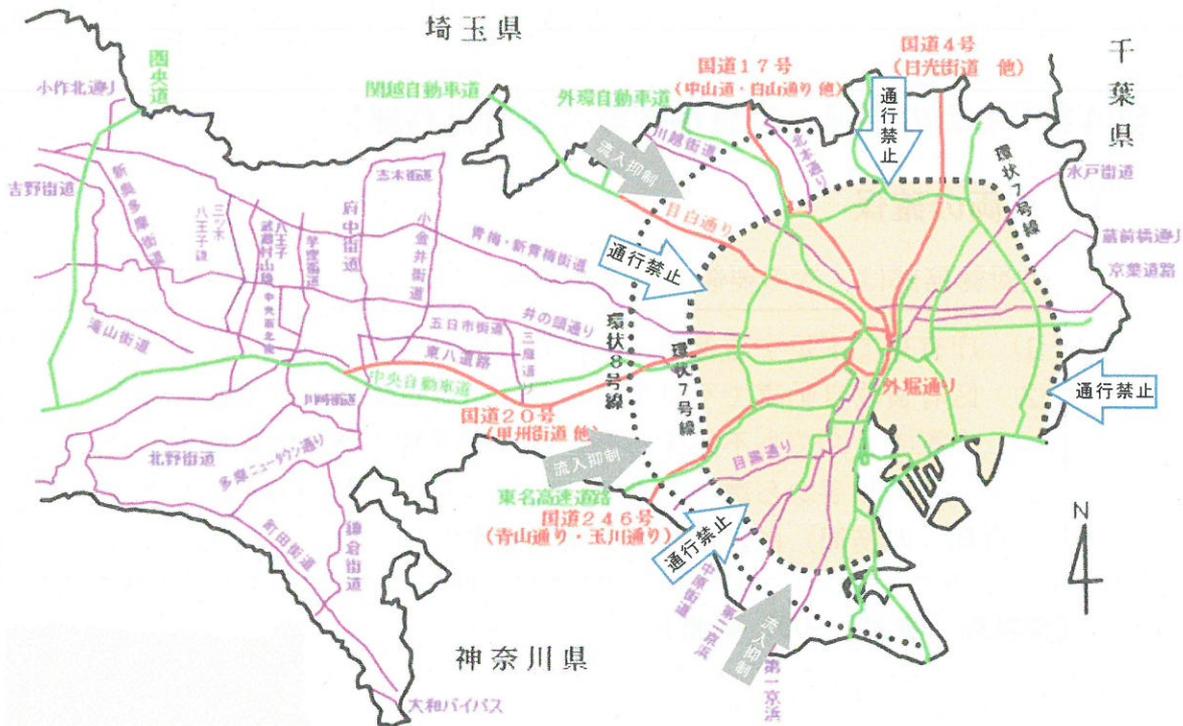
凡		例	
環状7号線	■ ■ ■ ■ ■	環状8号線	● ● ● ● ● ●
緊急自動車専用路		国道4号・国道17号・国道20号・ 国道246号・目白通り・外堀通り	
		高速自動車国道・首都高速道路	

※ 警視庁HPより引用

2 第二次交通規制（災害対策基本法）

被害状況等に応じて、第一次交通規制から第二次交通規制に移行します。

- (1) 被害状況等に応じた交通規制
原則として第一次交通規制の(1)から(3)(4)および(5)を継続しますが、規制範囲を拡大・縮小します。
- (2) 緊急交通路の指定
緊急自動車専用路（目白通り）を緊急交通路に指定するとともに、被害状況等に応じて、「青梅・新青梅街道（新宿大ガード西～田無本町1～北原、瑞穂松原～都県境、北原～瑞穂松原）」、「国道254号（川越街道）（本郷3～東埼玉橋）」を緊急交通路に指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止します。



凡 例			
流入禁止区域 (環七以内)		環状7号線	
緊急交通路		環状8号線	
		通行禁止	
		流入抑制	

※ 警視庁HPより引用

3 緊急交通路の確保

- (1) 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビおよび現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によります。また、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察および東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等によって行われます。
- (2) 都県境、国道16号線、環状7号線および緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保を行います。規制要員は、制服警察官を中心に編成されますが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮します。
- (3) 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線が指定されます。

第4款 車両の調達と緊急輸送等【災対総務部】

1 車両の確保

災対総務部は、次の要領で車両を調達し緊急輸送にあたります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 庁有車で不足するときは、車両の借上げを行います。(2) 区有貨物自動車で不足するときは、協定団体から調達します。
上記(1)、(2)でも不足するときは、災害時の優先供給規定を設けている契約相手から調達します。なお、それでも不足するときは、東京都(財務局)に調達斡旋を要請します。 |
|--|

〔資料編 資料12-007 参照〕

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

予備品、貯蔵品等の在庫品を把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法で確保します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 現地調達② 隣接店所間の流用③ 他電力会社等からの協力 |
|---|

(2) 災害時における危険予防措置

災害時には原則として送電を継続しますが、水害および火災の拡大等に対する防災活動のため警察・消防機関等から要請があった場合は、送電停止等の措置を行います。

(3) 応急工事

人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先し、災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きなものから行います。

第4款 ガス【東京ガス(株)】

1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早急に復旧するため、災害発生の原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図ります。

2 初動措置

(1) 通知・連絡

社内および社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の確立に努めます。

(1)(2) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に次の各情報を把握します。

- ① 気象情報（地震・大雨・洪水等）
- ② 被害情報（一般、官公庁、地方自治体、報道機関、お客さま様等）
- ③ ガス施設等の被害および復旧状況
- ④ その他災害に関する情報

(2)(3) 広報活動

災害発生時には、その状況に応じた広報活動を行います。

- ① 災害直後
- ② ガス供給停止時
- ③ 復旧作業中
- ④ その他必要な場合

広報活動については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の媒体を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知します。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図ります。

(3)(4) 復旧用資機材の確保・調達

① 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保します。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 被災していない他地域からの流用
- ウ 他ガス事業者等からの融通

② 資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討します。

また、その確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図ります。

(4)(5) 安全の確保危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

(5)(6) 災害時における応急工事

応急の復旧に当っては、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施します。被害状況等を把握し、二次災害の発生の防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を優先的に行います。

第1節 備蓄対策

発災時に、必要な飲料水や食料等を被災者に対して迅速に提供するため、各避難拠点や集中備蓄倉庫において、物資の備蓄を行います。

予 防 対 策

第1款 備蓄方針【危機管理室】

発災時には、物流の混乱やライフラインの被害等に伴い、飲料水や食料、生活必需品の調達が困難になることが予想されます。このような状況であっても、必要な飲料水や食料等を、被災者に対して迅速に提供するためには、平常時から物資の供給体制を確保しておく必要があります。

食料および生活必需品の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」（昭和53年 東京都と特別区代表4区とのプロジェクトチームによる合意内容）により、「食料については、区が1日分を目標に備蓄し、東京都は、それ以降の分について備蓄、調達で対処する。生活必需品については、主に東京都が備蓄および調達により確保する。」としています。

この役割分担に基づき、区は、被害想定に応じて、飲料水や食料、生活必需品の備蓄を行います。

第2款 備蓄計画【危機管理室】

区では、区内に17か所の防災備蓄倉庫を整備しています。この防災備蓄倉庫と、避難拠点である99の小学校・中学校の倉庫に分散する方式で、食料や生活必需品の備蓄を行っています。また、区内7か所の練馬区帰宅支援ステーションには、災害時の一時滞在に必要な飲料水や食料等を備蓄しています。

1 避難拠点における備蓄量

都の被害想定による区内の避難所避難者数約77,000人を踏まえ、その1割増の84,700人の物資（食料と飲料水は1日分）を備蓄しています。この物資は、各避難拠点に700人分、旧光が丘第七小学校跡施設等に2,800人分、集中的に物資を備蓄する倉庫（以下「集中備蓄倉庫」という。）に12,600人分をそれぞれ置いています。

平成28年熊本地震では、本震後に一時的に避難者が急増し、食料など

が不足したことから、食料と飲料水（乳幼児等を考慮した硬度の低い飲料水）については、都の被害想定による区内の避難者数（避難所生活者と避難所以外のところへ避難する者の合計人数）約 118,300 人を踏まえ、今後、平成30年度から4か年で118,300人分に増量していきます。

2 練馬区帰宅支援ステーションにおける備蓄量

練馬区帰宅支援ステーションでは、1ステーションあたりの備蓄物資の数量を400人分（防災備蓄倉庫を兼ね備える練馬文化センターは1,100人分）とし、計3,500人分を備蓄しています。

このほか、徒歩帰宅困難者用として28,000人分を集中備蓄倉庫に備蓄しています。

3 集中備蓄倉庫における備蓄量

大きな被害の発生により避難拠点や練馬区帰宅支援ステーション等の物資が不足した場合は、集中備蓄倉庫（40,600人分）から搬送します。

集中備蓄倉庫内の備蓄物資の数量の内訳

- 避難拠点用・・・12,600人分

※食料と飲料水については、今後、平成30年度から4か年で46,200人分に増量していきます。

- 徒歩帰宅困難者用・・・28,000人分

今後区立公園等の整備にあわせ、敷地面積や施設内容を鑑み、集中備蓄倉庫の設置について検討し、整備を進めます。

【整備予定】

- ・（仮称）練馬総合運動場公園
- ・ 高野台備蓄倉庫（改築・拡張）
- ・（仮称）北町備蓄倉庫

第2節 緊急輸送対策

発災時の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送ネットワークの確保、緊急道路障害物の除去、輸送車両の確保等を行います。また、通行可能道路の確保、主要路線の道路障害物の除去および応急復旧を行います。

予 防 対 策

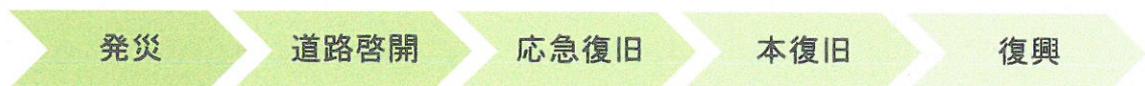
第1款 緊急輸送道路の維持管理【土木部】

東京都では、「東京都緊急輸送道路ネットワーク計画」において緊急輸送道路を設定し、「東京都地域防災計画」において、緊急輸送道路の沿道建築物、橋梁などの耐震化を行うと位置づけています。また、日常点検に加え、路面下空洞調査などにより道路の維持管理を着実に行うとしています。区では、区が管理する道路のうち、緊急輸送道路など防災上重要な路線について、のうち区道について、日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査を実施し、必要な箇所について補修を行います。

第2款 練馬区緊急道路障害物除去路線の指定【土木部】

1 道路啓開の基本的な考え方

道路啓開は、緊急車両等の通行のために、早急に最低限のがれきを処理し、簡易な段差修正により救援ルートを確認することを目的とします。特に大規模災害では、応急・緊急復旧を実施する前に緊急ルートを確認する啓開が重要です。



通常の大規模災害においては、応急復旧の次に本復旧の流れとなりますが、大規模災害時には、上記のとおり応急復旧の前に救援・救護活動のための復旧、支援ルートを確認する道路啓開が必要となります。早期啓開が二次被害の拡大を抑制し、救援・救助活動を円滑にします。

1 震災時の避難行動

- (1) 火災を伴わない場合
自宅に倒壊の危険性がある場合は、避難拠点に避難します。
- (2) 火災発生初期の場合や火災との距離がある場合
避難拠点に一時的に避難し、避難拠点に延焼火災の危険が迫った場合は、区等の誘導により、東京都が指定する避難場所（以下「都指定避難場所」という。）へ避難します。
その後、火災が終息したときは、都指定避難場所から指定避難所である避難拠点に避難します。
- (3) 同時多発的な大規模な火災を伴う場合
直接、都指定避難場所に避難します。

第2款 避難態勢【統括部】

1 災害と避難

災害が発生した場合でも、危険が迫っていなければ、避難する必要はありません。避難を行う場合は、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 区民が自主的な判断に基づいて行う避難
（例：自宅の倒壊・火災の発生 等）(2) 災对本部長の避難勧告等に従って行う避難（例：延焼火災の拡大、土砂災害、洪水 等）(3) 災对本部長の警戒区域設定に応じて行う避難 |
|--|

※ (2)災対法第60条（洪水の場合は、水防法第29条）

※ (3)災対法第63条

2 避難勧告の判断基準

- (1) 災对本部長は、区域内において危険等が切迫した場合に、警察署長、消防署長と協議のうえ、要避難地域および避難先を定めて避難勧告等を行います。
災对本部長は、避難勧告等をする場合において、必要があると認めるときは、都知事等に対し、避難勧告等に関する事項について、助言を求めることができます（災対法第61条の2）。
- (2) 避難勧告等を行った旨を東京都に報告します。
- (3) 区民の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、災对本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命じます。

第4款 ^{いっとき}一時避難場所への避難および運営【災対各部】

1 一時避難場所の位置づけ

~~区民が、自宅周辺の区立施設に自主的に避難した場合には、一時避難場所として一時的に受入れます。また、区とあらかじめ協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて一時避難場所として開設します。~~

2 一時避難場所の運営

~~災対各部は、所管施設において一時避難場所として避難者を受入れます。緊急一時避難としての避難者の受入場所であるため、避難者の受入期間は発災直後から概ね24時間後までの初動期で、運営は原則として施設職員が行います。原則として、状況が落ち着いた段階で帰宅いただくか、避難拠点に移っていただきます。~~

区では、大きな災害が発生した場合は、避難拠点に避難するよう区民に周知しています。

しかし、発災直後に、被災者が区立施設へ緊急避難してきた場合は、一時的に受入れます。緊急一時避難としての受入場所であるため、避難者の受入期間は発災直後から概ね24時間後までの初動期で、運営は原則として施設職員が行います。

※ ^{いっとき}一時避難場所は、長期間避難生活を受入れるものではなく、状況が落ち着いた段階で帰宅いただくか避難拠点に移っていただきます。

※ 区とあらかじめ協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて、^{いっとき}一時避難場所として受け入れます。

第5款 臨時的避難所の開設および運営【災対各部】

1 臨時的避難所の位置づけ

災害の規模や被害の状況により、避難拠点だけでは避難者を十分に受入れられない場合に、福祉避難所となる福祉施設等を除き、災害対策本部の要請に基づき、区立施設を臨時的避難所として開設します。既に、^{いっとき}一時避難場所として多くの避難者を受入れている場合で、近隣の避難拠点への避難者の受入れが困難な場合には、臨時的避難所に切り替えます。

※ 臨時的避難所は、長期間避難生活を受入れるものではなく、状況が落ち着いた段階で避難拠点へ誘導します。

※ 区とあらかじめ協定を締結している都立学校等についても、必要に応じて、臨時的避難所として開設します。

第6款 避難拠点以外への避難者【統括部】

被害の状況によっては、避難拠点や臨時的避難所以外の場所で生活する被災者もでてきます。

災対本部は、区民防災組織やボランティア等とも協力し、生活している場所、その状況および要望等を把握します。

特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる危険性もあるので、健康管理等への啓発を行います。また、車中泊・テント泊の候補地となり得るオープンスペースを確保することが困難であることも日頃から周知します。

災害時に自動車を使用しての避難は、消防など防災関係機関の消火活動や救命・救助活動の支障になりかねないことから、控えるよう日頃から周知します。

第7款 周辺自治体への広域避難【統括部】

1 避難者受入れの要請

災対本部長は、被害が甚大となり、多くの被災者が発生する等の緊急事態が生じ、すべての被災者を避難拠点等に受入れることが困難なときは、他地区（近隣の非被災もしくは小被災地自治体または隣接県）への被災者の移送について、都知事（東京都福祉保健局）に要請します。

要請にあたっては、次の事項を伝達します。

避難者の人員数（男女別）・世帯数
災害時要援護者の人員
避難期間
引率者の氏名等
その他必要事項

災害時要援護者名簿の提供・配備にあたっては、個人情報保護の観点から避難支援等関係者が関わる地域の名簿情報のみを提供する等の配慮を行います。

また、民生・児童委員は民生委員法第15条の規定により、守秘義務が課せられています。その他の各団体とは、名簿情報の取扱いについての覚書を取り交わすなど、個人情報の取扱いについて徹底を図ります。加えて、区は、避難支援等関係者に対して、個人に守秘義務が課せられていることについて十分に説明を行うなど、個人情報適切に管理されるよう指導を行います。

さらに、避難拠点に配備している災害時要援護者名簿を施錠可能な場所に保管するなど、適切な措置を講じています。

5 福祉避難所の指定

「福祉避難所」とは、災害時要援護者のうち、高齢者や障害者など、避難拠点において特別な配慮を必要とする方を対象として開設するもので、区では、区内の社会福祉施設等を事前に指定しています。

(平成29年4月12日現在：3940か所)

今後も、福祉部では、施設の利用方法、情報の伝達、備蓄等様々な課題について絶えず見直し、災害時に備えていきます。

応 急 対 策

第4款 災害時要援護者の安否確認【統括部、災対福祉部、災対環境部】

災害時には、各防災機関をはじめ、区民防災組織等の地域との連携により、災害時要援護者の安否確認や救出・救護を行います。その際には、災害の発生により新たに災害時要援護者となった方々に対しても同様に、それぞれの身体的・精神的状況に配慮した安否確認や救出・救護活動を行います。

1 避難拠点を活用した安否確認

区では、災害時に避難支援等関係者や練馬区災害ボランティア等の力を結集し、避難拠点を中心とした安否確認を行います。また、確認した安否情報は、実施状況を踏まえて、支援活動につなげていきます。

2 安否確認の方法

以下の手順により、安否確認を行います。

(1) 避難拠点を活用した安否確認

- ① 災害時には、避難支援関係者の他、練馬区災害ボランティア等の様々な災害時要援護者支援の担い手が、避難拠点到参集します。
- ② 各々の避難拠点到集まった担い手が役割分担を行い、避難拠点到あらかじめ配備している災害時要援護者名簿に登録された災害時要援護者宅を訪問し、安否確認を実施します。また、訪問に合わせて、必要に応じて、災害情報の伝達や、避難拠点到への誘導を行います。

(2) 地域独自の安否確認

地域（避難支援等関係者）で既に安否確認の仕組みを確立している場合は、避難拠点到参集せず、直接安否確認を実施します。

また、訪問に合わせて、必要に応じて、災害情報の伝達や、避難拠点到への誘導を行います。

(3) 協定に基づく安否確認

上記(1)または(2)と並行して、介護サービス事業者連絡協議会および障害福祉サービス事業者連絡会との協定に基づき、サービス事業者は、利用者の安否確認を行い、各総合福祉事務所へ報告します。報告を受けた各福祉事務所は安否確認情報を集約し、災対福祉部へ報告します。

3 安否情報のとりまとめ

- (1) 安否確認終了後、訪問によって得た安否確認情報を避難拠点到持ち寄ります。
- (2) 安否情報を避難拠点到で集約し、その結果を避難拠点到に設置されている移動系防災行政無線等の通信手段を活用し、災对本部へ報告します。
- (3) 災害時要援護者の救出・救護が必要な場合は、避難拠点到から直接、地元の消防、警察、防災会等へ要請するか、または、移動系防災行政無線等を通じて災对本部へ要請します。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人またはその

第5節 女性の視点による災害対策の推進

東日本大震災では、被災地の避難所で次のような事例の発生が報告されています。

- 物資の備蓄や提供において、女性用下着等を男性が配布しているため、もらいに行きづらい。
- 授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替える。
- 女性用の物干し場がないため、下着が干せない。
- 女性は当然のように、炊き出しの仕事を割り当てられたり、食事の用意や片付けをさせられた。

このことを踏まえ、内閣府では、東日本大震災において浮かび上がった女性の視点による問題点として、次の事項を挙げています。

- 平時における防災の検討や避難所運営等災害現場での意思決定に女性が参画していない。
- 防災・震災対応に女性の視点が入らず、配慮が足りない。
- 震災が起き、固定的性別役割分担が、更に強まった。
- ※ 「男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について」（内閣府男女共同参画局作成）より

平成24年9月に修正された防災基本計画や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月 内閣府）では、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の参画を促進することや、女性の視点を取り入れた避難所運営等について言及されています。

(防災基本計画) より

- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地域防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- 被災地の復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針) より

- 高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること。

平成29年3月に内閣府は「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」において、以下のようにまとめています。

- 熊本地震発災後の男女共同参画の視点からの災害対応の状況は、国や全国の自治体及び民間支援団体、特に東北地方からの助言や応援により、男女共同参画の視点からの取組には東日本大震災時の状況と比べると比較的早く着手し、実施できていたとの声がある一方、女性、高齢者、障がい者、乳幼児等への配慮が十分でない避難所が存在していたり、特段男女共同参画の視点を意識しなかったため、多様なニーズを上手く把握できなかったなどの課題も生じていたことがわかった。

これらのことから、区においても、「第4次 練馬区男女共同参画計画」に掲げた計画内容を踏まえ、女性の視点による災害対策を推進します。

予 防 対 策

第1款 女性の視点による区の災害対策【危機管理室】

- (1) 避難拠点で開催されている避難拠点運営連絡会をはじめとする各会議で、女性の意見を取り入れる（反映させる）ことを推進します。
- (2) 避難拠点における男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成に努めます。
- (3) 更衣室や授乳室（調乳の準備としても使用可能）、組立トイレの

設置時など女性に配慮した避難拠点運営を行います。必要に応じて、避難拠点で作成する「運営マニュアル」を改訂します。

- (4) 男女のニーズの違いに基づく災害対策を実施します。
- (5) 女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努めます。
- (6) 避難拠点に備蓄している組立トイレ1基を、女性が安心して使用できるパネルタイプに平成30年度から3か年で入れ替えていきます。
- (6)(7) 区民防災組織が使う資機材の更新時には、女性にも扱いやすいものを検討します。

第2款 地域防災計画における区の具体的な取組内容【危機管理室】

- (1) 区民防災組織が男女共同参画の視点に立って活動できるよう、女性の参画の促進に取り組みます。（Ⅰ 防災共通編 第3部 第1章 第1節 地域防災力の向上計画）
- (2) 避難拠点の運営の際は、不特定多数の被災者が生活するため、プライバシーの保護や被災時の男女のニーズの違い、固定的な男女の役割意識の見直しなど、男女双方の視点にも十分配慮します。（第5章 被災者・避難者対策）
- (3) 避難拠点での仮設トイレ等の設置にあたっては女性に配慮します。（第6章第7節 ごみ・し尿・がれきの処理）
- (4) 避難生活が長期化した場合、必要となる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意します。

応 急 対 策

第3款 男女共同参画センターの役割【災対総務部】

男女共同参画センターは、平常時だけでなく、災害時も男女共同参画を推進していくうえで区民の活動の拠点とします。人権・男女共同参画課とともに、男女共同参画の視点を取り入れた情報提供や女性の相談ができる窓口を設置し、被災者のニーズに対応していきます。

第1節 被災住宅等対策

区民の安全・安心のため、迅速な対応を行い、被災住宅の応急危険度判定や被災宅地の危険度判定を実施するとともに、被災住宅の応急修理を図ります。

応 急 対 策

第1款 被災建築物の応急危険度判定【災対都市整備部】

1 判定制度の目的

被災後の人命に係わる二次的被災を防止する緊急対策として、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに落下物、転倒物による危険性をできる限り速やかに判定します。

その結果に基づいて、恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての情報を提供します。

2 判定の手順

災対都市整備部は、区内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施本部を設置し、判定業務を実施します。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について周知します。

(1) 応急危険度判定活動事前準備

① 要員の確保

応急危険度判定の要員に関しては、練馬区応急危険度判定ネットワークを活用し、確保します。必要員数に不足があれば、東京都の防災ボランティア制度に基づき、東京都に応急危険度判定員の派遣を要請します。

② 事前準備の内容

事前準備は大きく分けて以下のとおりです。

ア 応急危険度判定に必要な資器材、物品の準備

応急危険度判定活動開始の可能性が生じれば、必要な資器材を確認し、保管中の資器材を即座に使用可能な状態にします。

イ 判定実施本部、判定拠点の設置準備

3 受援体制の構築

- (1) 練馬区応急危険度判定ネットワークの判定員への参集要請
東京都防災ボランティアに関する要綱の規定に基づき防災ボランティア登録をした判定員のうち、区内に在住もしくは在勤の練馬区応急危険度判定ネットワークの判定員に対して参集要請を行います。
- (2) 不足する応急危険度判定士員の派遣要請
不足する応急危険度判定士員や判定コーディネーターについては東京都に派遣要請を行います。
- (3) 判定員等の受入れ
参集した判定員の受入れを行い、名簿を作成し判定作業における班編成に備えます。

4 判定作業の広報

- (1) 判定基準に関する周知事項は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 危険度判定の重要性と目的② 判定作業の内容③ 判定対象建築物④ 実施区域と実施時期⑤ 判定作業への協力要請 |
|---|

- (2) 応急危険度判定は、被災後の余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物等による二次災害を防止するために、緊急に危険度を判定する作業です。区民の混乱を招かないようにするため、り災証明書発行の前提となる被害認定調査とは別のものであることを、あわせて周知する必要があります。(第6章第3節 住家被害認定調査参照)

第2款 被災住宅の応急修理【災対都市整備部】

1 被災住宅の応急修理

- (1) 救助法が適用された地域で、震災により住家が半壊または半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理に係る募集・選定事務を東京都の委任を受けて行います。
- (2) 対象者は、①住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理

することができない方、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方になります。また、一世帯あたりの費用の限度額は~~576,000円~~574,000円以内です。

- (3) 区による被災者の資力その他の生活条件の調査および区が発行したり災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、修理家屋を決定します。
- (4) 修理対象戸数は、都知事が決定します。

2 被災住宅の応急修理方法

(1) 修理

修理は、救助法の基準に基づき東京都が定める応急修理基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行います。

また、修理施工業者は、東京都が提示する一般社団法人東京都建設業協会の協力業者名簿から区が選定します。

(2) 費用

1世帯あたりの経費は、国の定める基準によります。

(3) 期間

災害発生日から1か月以内に修理を完了させます。完了できない場合は、期間の延長について都知事と内閣総理大臣が協議します。

第3款 被災宅地の危険度判定【災対都市整備部】

1 目的

区において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とします。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地および災対本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼす恐れのある土地が対象となります。

第5款 集合住宅の扱い【災対都市整備部、統括部】

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとします。ただし、住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定する場合があります。

第6款 応急危険度判定および被災度区分判定との関係【災対都市整備部、統括部】

応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施しますが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性および建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とします。そのため、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得えます。このことから、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、住家被害認定調査において必ずしも全壊または半壊と認定されるとは限りません。

一方で、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度および状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とします。そのため、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものです。

ただし、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にします。

第4節 り災証明書の発行

被災した区民の生活再建を促進するため、り災証明書の発行を迅速・適切に行います。

復旧・復興対策

第1款 発行所管等【統括部、災対区民部、消防署、東京都主税局】

区および消防署は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた世帯に対してり災証明書を発行します。

災対区民部は、被災者生活再建支援システムを活用し、迅速かつ円滑なり災証明書の発行体制を整えます。

倒壊等の損壊家屋の証明書については区が発行し、火災によるり災証明書については出火場所を管轄する消防署と連携を図りながら区が発行します。

り災証明書の発行に必要な固定資産関連情報については、東京都主税局と連携を図ります。

第2款 り災証明書の発行場所【統括部、災対区民部、消防署】

建物の損壊と焼損が混在する地域での被災状況の調査は、区と消防署が連携して実施します。発行は、区と消防署が協議した場所で行います。

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋の居住者、所有者等からの申請により発行します。

区は、発災後しばらくの間は、本庁舎にり災証明書の集中発行会場を開設します。その後、り災証明書の発行会場を各区民事務所に開設します。ただし、被害の状況に応じて、臨機応変に対応します。

※ 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料徴収金等も同様の措置を適時、適切に行います。

3 資金の貸付

災害により住居または家財に損害を受けた区民に対して、その生活復旧と自立を支援するために必要な資金を貸し付けます。また、国・東京都・社会福祉協議会等と連携・協力して応急の生活資金の貸付を行います。

第3款 義援金品の配分【災対総務部、災対福祉部】

1 義援金

東京都、区市町村、日本赤十字社の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定します。

(1) 日本赤十字社による義援金

① 東京都義援金配分委員会の設置

義援金を確実、迅速かつ適切に募集・配分するため、東京都本部に東京都義援金配分委員会（以下この節において「東京都委員会」という。）が設置されます。

東京都委員会は、次の事項について審議・決定します。なお、東京都委員会の運営に関して必要な事項は別途定められます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定② 義援金の受付・配分に係る広報活動③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 |
|---|

※ 東京都委員会は、東京都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関等の代表者により構成されます。

② 募集・受付

区は、関係各機関と協議し、みずほ銀行およびゆうちょ銀行に災对本部長名義の普通預金口座を開設し、振込による受付を開始します。また、受付窓口を開設し、直接の受付も行います。

窓口で受領した義援金については、寄託者には受領書を発行するものとします。口座振込については、原則として金融機関の振込票の控えをもって代えることとします。

義援金の受付状況について、区は東京都委員会に報告します。

③ 配分・保管

区の受付窓口で直接受け付けた義援金は、災対総務部が取りまとめ、受付口座に入金します。入金した義援金は、口座振込分と併せて受付

第7節 ごみ・し尿・がれきの処理

ごみの処理、トイレの確保およびし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の維持を図ります。また、がれきについては、応急対策活動の円滑な実施および区民生活の再建のために、収集・処理を適切に行います。

予 防 対 策

第1款 下水道管とマンホールの接続部の耐震化およびマンホールの浮上抑制対策【東京都下水道局】

下水道管の耐震化として、避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施しています。平成26年度からは、区庁舎など災害復旧の拠点となる施設を対象を拡大して実施しています。

また、これまで液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、マンホールの浮上抑制対策を実施してきましたが、避難所などと緊急輸送道路などを結ぶアクセス道路を対象を拡大して実施します。

応 急 対 策

第2款 生活ごみ処理【災対環境部】

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみおよび事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加え、災害に伴ってがれきなどの廃棄物が大量に発生するがれきなどの廃棄物ことが想定されています（以下「災害廃棄物」という。）。の処理が必要になります。

区では、災害時は平常時と異なった排出方法や収集運搬方法など、災害廃棄物の収集運搬体制を確保し、適正に処理するため、ことにより区民の生活環境を保全するとともに、早期の復旧、復興に資するため、「練馬区災害廃棄物処理計画」を策定し、これにより、災害時のごみ、し尿およびがれきを処理します。区では、あらかじめ災害時に想定される事項のうち区が担う責務を整理し、災害廃棄物処理に係る基本的な考え方をまとめます。

1 災害時の生活ごみ処理

- (1) 区は、被害状況、集積所等の情報を基にして、ごみの発生量を算定し、関係機関との連絡を行い、災害廃棄物処理方針を策定し初動

態勢を確立します。

また、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害時におけるごみの排出方法等を周知するなど、具体的な対応策を示します。区民に対しては、収集作業計画等を広報し、ごみの分別や排出について協力を求めます。

- (2) 清掃事務所は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に収集をします。災害規模によっては、民間や他の自治体等の応援を求めます。

2 収集方法

処理施設への搬入が困難なときは、幹線道路に面した公有地等を中継所（がれき等の置場）として活用し、収集の効率化を図ります。がれき等の置場の設定については、応急仮設住宅用地等の復旧対策と調整を行います。ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行います。

第3款 災害用トイレ対策【統括部、災対環境部、東京都建設局】

1 災害用トイレの備蓄計画

- (1) 備蓄スペースを考慮しながら組立トイレ（マンホール用）と携帯トイレの組み合わせにより、避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努めます。

また、区立小中学校の改築にあわせ、防災トイレ用マンホールおよび配管の整備を進めることにより、災害用トイレの充実を図ります。

- (2) 災害用トイレの確保を図るだけでなく、生活水の確保、し尿収集・運搬態勢の整備等にも努めます。

また、事業所および区民に、環境衛生の維持のため、当面の目標としてトイレが使用できなくなることに備えて、3日分の災害用トイレを備蓄するよう周知します。

2 避難拠点等でのトイレ対策

- (1) 学校施設内の1階にある既存の水洗トイレの使用を第一とし、区内設備業者（協定締結済み）の緊急点検修理を依頼します。生活用水は、学校防災井戸等を使用します。なお、十分な水量を用意して水洗トイレを詰まらせないように注意します。
- (2) 水洗トイレが使用不可能または不足する場合は、備蓄物資である

第4款 がれき等の処理【災対環境部、災対土木部】

1 処理計画

- (1) 災害発生後、災対環境部と災対土木部の協力態勢の下に、「がれき処理対策本部」を設置して、がれき処理に当たります。
 区の被害状況（家屋等）を確認し、がれきの発生量の推計を東京都に報告するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表します。
- (2) オープンスペースの利用計画に基づいてがれき等の置場を設置し、管理します。搬入にあたっては、可燃・不燃・粗大・資源・危険物等に分別するよう、緊急道路障害物除去を行う機関・団体および区民に周知します。（がれき置場については、第6節 オープンスペースの利用計画 参照）
- (3) がれきは、種別に従いできるだけ再利用を図り、再利用できなかったものは、焼却処理等減容減量した上で、環境汚染防止に配慮しつつ、東京都が管理する埋め立て処分場に搬入します。
- (4) 東京都全体のがれき発生量の推定は、次のとおりです。

（単位：万t、万m³）

	東京湾北部地震（M7.3）		多摩直下地震（M7.3）	
	冬18時 風速8m/s		冬18時 風速8m/s	
	重量	体積	重量	体積
東京都	4,289	5,125	3,121	3,771
区部	4,049	4,807	2,071	2,465
練馬区	86	123	101	140
多摩	241	318	1,050	1,306

- ※ 「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」より
 ※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2 被災建物の解体とがれきの撤去

被災建物の解体、がれき撤去は本来私有財産の処分であり、原則として所有者がその責任において行う必要があります。

しかし、特例措置を国が講じ、場合によっては行政が実施することもあります。

次の事項を区民に周知します。

工します。

- (3) 工事の監督は都が行います。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区に委任されます。
- (4) 被災地域の住民が主体的に復興に取り組むための組織である地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う共同型自力仮設住宅の建設の支援を検討します。

4 建設する応急仮設住宅の構造・規模

建設する応急仮設住宅の構造・規模は次のとおりです。

- (1) 木造（軸組工法・ユニット形式）、鉄骨造（組立式・ユニットタイプ）等によります。必要に応じて高齢者や障害者世帯に適した設備・構造とします。
- (2) 1戸当たりの床面積規模は29.7㎡を標準とし、世帯人数構成員に応じた規模の仮設住宅の供給に努めものとなるよう設定します。
- (3) 1戸当たりの設置費用は国の定めによります。

第2款 応急仮設住宅の入居者の選定と管理【災対都市整備部】

1 応急仮設住宅の入居と管理（東京都）

- (1) 入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てます。
- (2) 都営住宅の管理に準じて、区に委託する部分を除く応急仮設住宅管理業務を行います。

2 入居者の選定と管理（練馬区）

- (1) 被災者に対し入居募集を行い、応募者の中から入居者を選定します。選定にあたっては、高齢者、障害者または一人親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮して行います。
- (2) 東京都の委託により、入居者に関する管理・調査および相談業務ならびに住宅の維持管理業務を行います。
- (3) 入居資格は、次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める方とします。募集対象の申し込みは1世帯1か所とします。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した方
- ② 居住する住家がない方
- ③ 自らの資力では住家を確保できない方

- (4) 東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に指導します。

第3款 応急住宅対策から住宅の復興へ【災対都市整備部】

1 住宅の復興計画

- (1) 被災後概ね6か月以内に「住宅の復興計画」を策定します。
- (2) 「住宅の復興計画」は、主として「恒久的な住宅の供給」および「自力再建への支援策」について定めます。

2 住宅供給の計画化

- (1) 「恒久的な住宅の供給」のために、次の事項を計画化します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 公共住宅の補修・補強、建替や新規供給② 民間住宅の供給促進③ 不燃化バリアフリー化等の促進 |
|---|

- (2) 「自力再建への支援策」として次の事項を計画化します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 住宅の建替等に対する支援② 情報提供・相談体制の整備③ 地域復興組織（復興まちづくり協議会）が行う取り組みへの支援策を検討 |
|---|

第1章 水災害対策

第1節 水害予防対策

水害に強い、安全・安心なまちづくりに向け、洪水対策（総合的な治水対策）、土砂災害対策、浸水対策を推進します。

水防法、土砂災害防止法に基づく指定の状況

災害種別	指定対象		根拠法令	練馬区内の指定状況
洪水	洪水予報河川	国管理	水防法第10条第2項	なし
		都管理	水防法第11条第1項	なし
	水位周知河川	国管理	水防法第13条第1項	なし
		都管理	水防法第13条第2項	石神井川
	水防警報河川	国管理	水防法第16条第1項	なし
		都管理	水防法第16条第1項	なし
	浸水想定区域		水防法第14条第1項	なし
浸水予想区域		—	平成15年5月作成	
土砂災害	土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	—	なし
		地すべり危険箇所		なし
		急傾斜地崩壊危険箇所		12箇所
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		土砂災害防止法第7条第1項	6箇所
	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）		土砂災害防止法第9条第1項	4箇所

※ 東京都は、平成29年11月に追加調査結果を公表し、今後、土砂災害警戒区域10箇所、土砂災害特別警戒区域8箇所を追加指定する予定です。

第2款 土砂災害に対するソフト対策【危機管理室、東京都建設局】

1 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を推進するとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進するものです。

2 土砂災害警戒区域

東京都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域の指定を進めています。（土砂災害防止法第6条第1項）

土砂災害警戒区域を指定された区市町村は、区市町村地域防災計画に基づく土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等の必要な措置を講ずることとしています。

平成29年3月に練馬区内の3地区（土砂災害警戒区域6箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所）が指定されました。なお、平成28年3月に板橋区成増一丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定され、その所在地の一部である旭町三丁目が指定区域に含まれています。さらに東京都は、平成29年11月に追加調査結果を公表し、今後、練馬区内の5地区（土砂災害警戒区域10箇所、土砂災害特別警戒区域8箇所）を追加指定する予定です。

〔資料編 資料20-031 参照〕

3 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、「土石流」「地すべり」「崖崩れ」の3つに分類され、それぞれについて被害の恐れのある箇所を「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」と呼んでいます。

東京都は、こうした危険箇所の土砂災害による被害を未然に防ぐため、土砂災害に関する注意喚起等を目的として、土砂災害危険箇所を公表しています。

練馬区内には、12箇所の急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち3箇所は土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されています。

〔資料編 資料20-030、資料20-031 参照〕

4 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村に対して東京都と気象庁が共同して発表する情報で、平成20年2月1日から運用が開始されました。

施設所管部	施設名称
総務部	男女共同参画センター えーる
区民部	光が丘区民センター 関区民センター
産業経済部	勤労福祉会館
地域文化部	地区区民館 向山庭園 地域集会所
福祉部	厚生文化会館 敬老館

(必要により区役所練馬庁舎を使うこともできます)

3 大規模水害時の避難所

水害の規模・状況によっては、区立小中学校を避難所として開設する場合があります。

※ 大規模水害とは、東海豪雨並みの降雨により、石神井川流域だけでも都全体で被害が45万世帯に及ぶような洪水被害をいいます。

施設所管部	施設名称
教育振興部	区立小中学校 83校 (全99校中)

※ 上記以外の区立小中学校16校は、水災害時に避難所となりません。

4 土砂災害時の避難所

区は土砂災害の恐れがあると判断した場合には、状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。防災行政無線などで対象の地域へ周知を行い、避難を促します。

土砂災害警戒区域の所在地	施設名称
南田中3丁目	南田中敬老館 (南田中小学校)
南田中5丁目	
桜台6丁目	桜台地区区民館 (開進第三中学校)
大泉町1丁目	土支田地域集会所 (土支田中央地域集会所)
旭町3丁目※	旭町地域集会所 (旭町小学校)

※旭町3丁目については、板橋区内で指定された土砂災害警戒区域のうち区

境の一部が練馬区に該当しています。

※被害の状況に応じて下段記載の施設も避難所として開設します。

※今後、東京都は、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の追加指定を予定しています。区域指定後に、近隣の区立施設を避難所として指定する予定です。

5 開設時期、手続き、運営等

- (1) 区長は被害の状況により必要と認める場合は、避難所を開設し、区民および関係機関への周知徹底を図るとともに、被災者の避難誘導および収容にあたります。
- (2) 区長は、避難所を開設した場合は、職員を避難所管理者として配置し、区民の安全、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮し、運営します。

第3節 災害時要援護者対策

第1款 災害時要援護者対策【危機管理室、福祉部、環境部】

災害時要援護者対策については、「Ⅱ防災本編 第5章 第2節」を準用します。

IV 東海地震事前対策編

東海地震については、これまで、地震の直前予知が可能であるとの考えの下、昭和53年6月、「大規模地震対策特別措置法」が施行され、国が同法に基づき地震対策強化地域を指定する等、防災対策の強化が図られてきました。東京都地域防災計画では、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止しまたは軽減するため、都内全域を対象に都、区市町村および防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定めています。練馬区は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の地震防災対策強化地域には指定されていませんが、東京都地域防災計画も踏まえ、この章において、東海地震の事前対策を定めています。

こうした中、平成25年5月、国は、現在の科学的知見から、確度の高い地震の予測は難しいと公表しました。その後、平成29年9月、気象庁は、南海トラフ地震については、観測網の充実により地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきたことから、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」【資料編 資料 20-035 参照】を公表することを公表しました。また、この対応に伴い、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行わないこととしました。

これを受けて、国は、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められる際に、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等については見直すこととしました。都は、東京都地域防災計画の「東海地震事前対策編」の修正については、国の法改正を踏まえて検討することとしました。

そのため、この章については、国および都の東海地震事前対策に係る計画等の見直しを踏まえ、今後、修正を検討していきます。